厚生労働省発医政 1003 第 1 号令 和 7 年 10 月 3 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官(公印省略)

医療施設運営費等及び中毒情報基盤整備事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成23年3月31日厚生労働省発医政0331第31号本職通知の別添「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和7年4月1日から適用することとされたので通知する。

また、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分については、 貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

# 新旧対照表

新	IΒ	
(通 則)	(通 則)	
1. (略)	1. (略)	
(交付の目的)	(交付の目的)	
2. (略)	2. (略)	
(交付の対象)	(交付の対象)	
3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。	3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。	
(1)医療施設運営費等補助金(都道府県等)	(1) 医療施設運営費等補助金(都道府県等)	
①~⑤ (略)	①~⑤ (略)	
⑥ 8020 運動・口腔保健推進事業費	⑥ 8020 運動・口腔保健推進事業費	
ア. 8020 運動推進特別事業	ア. 8020 運動推進特別事業	
平成 27 年 4 月 10 日医政発 0410 第 23 号厚生労働省医政局長通知	令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月 <u>28</u> 日医政発 <u>0328</u> 第 <u>5</u> 号厚生労働省医政局長通知の	
の別紙「8020 運動・口腔保健推進事業実施要綱」(以下「8020 運	別紙「8020 運動・口腔保健推進事業実施要綱」(以下「8020 運動・	
動・口腔保健推進事業実施要綱」という。)に基づき、都道府県が行	口腔保健推進事業実施要綱」という。)に基づき、都道府県が行う	
う 8020 運動推進特別事業	8020 運動推進特別事業	

IΒ 新 イ (ア) ~ (ウ) (略) イ (ア) ~ (ウ) (略) (削除) イ(エ). 歯科口腔保健推進体制強化事業 「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき市町村(保健 所設置市を除く。)が行う歯科口腔保健推進体制強化事業 (工). 歯科口腔保健調査研究事業 (才). 歯科口腔保健調査研究事業 (略) (略) (才). 多職種連携等調査研究事業 (力). 多職種連携等調査研究事業 (略) (略) (7)~(11) (略)  $(7)\sim(11)$  (略) 異状死死因究明支援事業 迎 異状死死因究明支援事業 平成 22 年 3 月 31 日医政発 0331 第 18 号厚生労働省医政局長通知 令和4年3月23日医政発0323第17号厚生労働省医政局長通知 「異状死死因究明支援事業の実施について」の別紙「異状死死因究明支 「異状死死因究明支援事業の実施について」の別紙「異状死死因究明 援事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業 支援事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業 (ア) 都道府県が行う異状死死因究明支援事業 (ア) 都道府県が行う異状死死因究明支援事業 (イ) 厚牛労働大臣が適当と認める者が行う異状死死因究明支援事業に (イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う異状死死因究明支援事業 対して都道府県が補助する事業 に対して都道府県が補助する事業

新 IΒ (略) (略) (13) ⑭ 新興感染症対応力強化事業(感染対策等に係る研修事業) (新設) 令和6年3月1日医政発0301第2号厚牛労働省医政局長通知「新 興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、都道府県が実施す る新興感染症対応力強化事業(感染対策等に係る研修事業) (2) 医療施設運営費等補助金(公募) (2) 医療施設運営費等補助金(公募) ① #8000 情報収集分析事業 ① #8000情報収集分析事業 別に定める「令和7年度#8000情報収集分析事業実施団体公募要 別に定める「令和6年度#8000情報収集分析事業実施団体公募 領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う#8000情報収 要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う#8000 情 集分析事業 報収集分析事業 ② 災害医療チーム養成支援事業 ② 災害医療チーム養成支援事業 別に定める「令和7年度災害医療チーム養成支援事業実施団体公募 災害医療チーム養成支援事業別に定める「令和6年度災害医療チー ム養成支援事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と 要領しに基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う災害医療チー ム養成支援事業 認める者が行う災害医療チーム養成支援事業 ③~⑧ (略) ③~⑧ (略)

⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成拠点の形成事業

令和7年4月4日医政発 0404 第8号厚生労働省医政局長通知の別添「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う総合的な診療能力を持つ医師養成拠点の形成事業

⑩ 実践的な手術手技向上研修事業

令和<u>7</u>年<u>7</u>月<u>3</u>日医政発 <u>0703</u>第 <u>10</u>号厚生労働省医政局長通知の 別紙「実践的な手術手技向上研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働 大臣が認める者が行う実践的な手術手技向上研修事業

(1) 子育て世代の医療職支援事業

令和7年7月15日医政発0715第9号厚生労働省医政局長通知の別紙「子育て世代の医療職支援事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う子育て世代の医療職支援事業

迎~⑭ (略)

⑤ WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧 掲載推進事業 旧

⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

令和6年3月29日医政発0329第37号厚生労働省医政局長通知の別添「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

⑩ 実践的な手術手技向上研修事業

令和6年7月30日医政発0730第1号厚生労働省医政局長通知の別紙「実践的な手術手技向上研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が認める者が行う実践的な手術手技向上研修事業

① 子育て世代の医療職支援事業

令和<u>6</u>年<u>7</u>月 <u>19</u>日医政発 <u>0719</u> 第 <u>16</u> 号厚生労働省医政局長通知の別紙「子育て世代の医療職支援事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う子育て世代の医療職支援事業

①~④ (略)

⑤ WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要 覧掲載推進事業

令和7年6月10日医政発0610第6号厚生労働省医政局長通知の 別添「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機 器要覧掲載推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める 者が実施するWHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO 推奨機器要覧掲載推進事業

16 医療の質向上のための体制整備事業

令和7年3月31日医政発0331第56号厚生労働省医政局長通知の別添「医療の質向上のための体制整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療の質向上のための体制整備事業

② 補聴器販売者の技能向上研修等事業

令和7年3月31日医政発0331第66号厚生労働省医政局長通知の別添「補聴器販売者の技能向上研修等事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う補聴器販売者の技能向上研修等事業

⑤ 特定機能病院管理者研修事業

別に定める「令和7年度特定機能病院管理者研修事業実施団体公募

旧

令和6年6月19日医政発0619第2号厚生労働省医政局長通知の 別添「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨 機器要覧掲載推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認 める者が実施するWHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向け WHO推奨機器要覧掲載推進事業

(6) 医療の質向上のための体制整備事業

令和6年3月29日医政発0329第6号厚生労働省医政局長通知の 別添「医療の質向上のための体制整備事業実施要綱」に基づき、厚 生労働大臣が適当と認める者が行う医療の質向上のための体制整備 事業

① 補聴器販売者の技能向上研修等事業

令和<u>6</u>年<u>3</u>月 <u>29</u>日医政発 <u>0329</u>第<u>7</u>号厚生労働省医政局長通知 の別添「補聴器販売者の技能向上研修等事業実施要綱」に基づき、 厚生労働大臣が適当と認める者が行う補聴器販売者の技能向上研修 等事業

⑱ 特定機能病院管理者研修事業

別に定める「令和6年度特定機能病院管理者研修事業実施団体公

	新	IΒ	
	要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う特定機能病院	募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う特定	機能
	管理者研修事業	病院管理者研修事業	
(19)	~② (略)	⑲~㉑ (略)	
_	(3) ②へ移動	② 外国人看護師候補者学習支援事業	
22	看護師の特定行為に係る指導者育成等事業	② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業	
	(略)	(略)	
<u>23</u>	看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業	🥝 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業	
	(略)	(略)	
<u>24</u>	看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業	<b>⑤</b> 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業	
	(略)	(略)	
<u>25</u>	看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業	<b>⑥</b> 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業	
	(略)	(略)	
<u>26</u>	特定行為研修の組織定着化支援事業	② 特定行為研修の組織定着化支援事業	
<u>24</u>	(略) 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業 (略) 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 (略)	<ul> <li>(略)</li> <li>         适 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業 (略)</li> <li>         看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 (略)</li> </ul>	

(略)

(略)

看護教員教務主任養成講習会事業 (略)

28 死体検案医を対象とした死体検案相談事業

令和7年3月31日医政発0331第115号厚生労働省医政局長通知の別紙「死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う死体検案医を対象とした死体検案相談事業

新

29 死因究明拠点整備モデル事業

ア.検案・解剖拠点モデル事業

令和7年3月31日医政発0331第121号厚生労働省医政局長通知の別紙「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」(以下、「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」という)に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う検案・解剖拠点モデル事業イ.(略)

30 認定エンバーマー養成研修事業

看護教員教務主任養成講習会事業 (略)

29 死体検案医を対象とした死体検案相談事業

令和6年3月29日医政発0329第13号厚生労働省医政局長通知の別紙「死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う死体検案医を対象とした死体検案相談事業

IΒ

30 死因究明拠点整備モデル事業

ア.検案・解剖拠点モデル事業

令和6年3月29日医政発0329第36号厚生労働省医政局長通知の別紙「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」(以下、「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」という)に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う検案・解剖拠点モデル事業イ、(略)

③ 認定エンバーマー養成研修事業

令和7年7月3日医政発0703第7号厚生労働省医政局長通知の別紙「認定エンバーマー養成研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う認定エンバーマー養成研修事業

動情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等検証事業
 令和7年3月31日医政発0331第117号厚生労働省医政局長通知の別紙「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等検証事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う情報通信機器を利用した死亡診断等検証事業

② 「統合医療」に係る情報発信等推進事業

令和<u>7</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日医政発 <u>0401</u> 第<u>6</u>号厚生労働省医政局長通知 の別添「「統合医療」に係る情報発信等推進事業実施要綱」に基づ き、厚生労働大臣が適当と認める者が行う統合医療に係る情報発信 等推進事業

③ 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業別に定める「令和7年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当等認める者が実施する特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー

旧

令和6年7月31日医政発0731第8号厚生労働省医政局長通知の別紙「認定エンバーマー養成研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う認定エンバーマー養成研修事業

- ② 情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等検証事業 令和6年4月25日医政発0425第6号厚生労働省医政局長通知の別紙「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等検証事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う情報通信機器を利用した死亡診断等検証事業
- 「統合医療」に係る情報発信等推進事業
   令和6年3月29日医政発0329第24号厚生労働省医政局長通知の別添「「統合医療」に係る情報発信等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う統合医療に係る情報発信等推進事業
- 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業別に定める「令和6年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当等認める者が実施する特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー

IΒ

#### 推進事業

グリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業 別に定める「令和7年度クリニカル・イノベーション・ネットワー ク(CIN)推進支援事業実施主体公募要領」に基づき、厚生労働大臣 が適当と認める者が実施するクリニカル・イノベーション・ネットワ ーク推進支援事業

35 小児医薬品開発ネットワーク支援事業

令和7年3月12日產情発0312第11号厚生労働省大臣官房医薬 産業振興・医療情報審議官通知「小児医薬品開発ネットワーク支援事 業の実施者についてしの別添「小児医薬品開発ネットワーク支援事業 実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する小児 医薬品開発ネットワーク支援事業

医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業 (略)

(削除)

#### 推進事業

グリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業 別に定める「令和6年度クリニカル・イノベーション・ネットワー ク(CIN)推進支援事業実施主体公募要領」に基づき、厚生労働大臣 が適当と認める者が実施するクリニカル・イノベーション・ネットワ ーク推進支援事業

36 小児医薬品開発ネットワーク支援事業

令和6年3月26日産情発0326第1号厚生労働省大臣官房医薬産業 振興・医療情報審議官通知「小児医薬品開発ネットワーク支援事業の 実施者についてしの別添「小児医薬品開発ネットワーク支援事業実施 要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する小児医薬 品開発ネットワーク支援事業

- 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業 (略)
- 新人看護職員等の就業継続支援事業 (略)

旧

ア. 医療現場における看護 DX 効果検証事業

別に定める「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション<mark>効</mark> 果検証事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める 者が行う医療現場における看護 DX 効果検証事業

イ. 看護師等養成所における DX 効果検証事業

別に定める「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション<mark>効</mark> 果検証事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める 者が行う看護師等養成所における DX 効果検証事業

- 38 地域における特定行為実施体制推進事業
  - ア. (略)
  - イ. 介護保険施設等の特定行為研修周知事業

別に定める「<u>介護保険施設等の特定行為研修周知事業</u>実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う<u>介護保険施設等の特定行為研修周知事業</u>

39 地域医療基盤総合推進調査事業

令和7年3月31日医政発0331第125号厚生労働省医政局長通知

- 39 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業
  - ア. 医療現場における看護 DX 促進事業

別に定める「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション <u>促進</u>事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める 者が行う医療現場における看護 DX <u>促進</u>事業

イ. 看護師等養成所における DX 促進事業

別に定める「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション 促進事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める 者が行う看護師等養成所における DX 促進事業

- 40 地域における特定行為実施体制推進事業
- ア. (略)
- イ. 地域標準手順書普及等事業

別に定める「<u>地域標準手順書普及等事業</u>実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う地域標準手順書普及等事業

41 地域医療基盤総合推進調查事業

令和6年8月20日医政発0820第13号厚生労働省医政局長通知の

新	IΒ
の別 <mark>紙</mark> 「地域医療基盤総合推進調査事業実施要綱」に基づき、厚生労	別 <mark>添</mark> 「地域医療基盤総合推進調査事業実施要綱」に基づき、厚生党
働大臣が適当と認める者が行う地域医療基盤総合推進調査事業	大臣が適当と認める者が行う地域医療基盤総合推進調査事業
<ul><li>一へき地医療拠点病院運営事業(モデル事業分)</li></ul>	④ へき地医療拠点病院運営事業(モデル事業分)
(略)	(略)
④ ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関	(新設)
調査支援事業	
別に定める「ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行う	
モデル医療機関調査支援事業実施医療機関公募要領 」に基づき、厚生	
労働大臣が適当と認める者が行う ICT 機器を活用した勤務環境改善の	
先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業	
<ul><li>② 大学における恒久定員内地域枠設置促進事業</li></ul>	_(新設)
別に定める「大学における恒久定員内地域枠設置促進事業実施団体	
公募要領 」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う大学にお	
ける恒久定員内地域枠設置促進事業	
④ 中堅期看護職員等の就業継続支援事業	(新設)
別に定める「中堅期看護職員等の就業継続支援事業実施団体公募要	

新	П
領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う中堅期看護職員	
等の就業継続支援事業	
<b>④ 地域標準手順書普及等事業</b>	(2) ⑩イから移動
別に定める「地域標準手順書普及等事業実施団体公募要領」に基づ	
き、厚生労働大臣が適当と認める者が行う地域標準手順書普及等事業	
⑥ 総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業	(新設)
令和7年5月29日医政発0529第22号厚生労働省医政局長通知	
の別添「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱」に基	
づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う総合的な診療能力を持つ医	
師養成のためのリカレント教育推進事業	
⑩ 医師偏在是正に向けた広域マッチング事業	(新設)
令和7年4月11日医政発0411第10号厚生労働省医政局長通知	
の別添「医師偏在是正に向けた広域マッチング事業実施要綱」に基づ	
き、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師偏在是正に向けた広域	
マッチング事業	
④ 歯科医療提供体制構築支援事業	(新設)
歯科医療提供体制構築推進事業実施要綱に基づき、厚生労働大臣が	

IΒ

### 適当と認める者が行う歯科医療提供体制構築支援事業

- (3) 医療施設運営費等補助金(名宛て)
  - ① (略)
  - ② 災害医療コーディネーター研修事業(都道府県災害医療コーディネーター研修事業)

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき<u>国立健康危機管理研究機</u>構が行う災害医療コーディネーター研修事業

- ③ (略)
- ④ OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業

令和2年7月8日医政発0708第1号厚生労働省医政局長通知の別添「OSCEの模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う次の事業

- ア. 認定標準模擬患者・認定評価者養成及び評価体系の現状調査とデ
  - ータベースの構築等
- イ. 認定標準模擬患者・認定評価者養成及び評価実施のためのガイド

- (3) 医療施設運営費等補助金(名宛て)
  - ① (略)
  - ② 災害医療コーディネーター研修事業(都道府県災害医療コーディネーター研修事業)

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき<u>独立行政法人国立病院機</u>構が行う災害医療コーディネーター研修事業

- ③ (略)
- ④ OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証 事業

令和2年7月8日医政発0708第1号厚生労働省医政局長通知の 別添「OSCEの模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調 査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用 試験実施評価機構が行う医師に係るOSCEの模擬患者・評価者養成 及び評価の在り方に係る調査・実証事業 新 旧

### ライン等の再検討

- ウ. 認定標準模擬患者及び認定評価者等の養成
- エ. 公平・公正な OSCE 実施のための諸条件の検討等
- オ. 公的化後の OSCE の検証及び検証に必要な調査研究
- ⑤ OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業 令和3年5月17日医政発0517第2号厚生労働省医政局長通知別添「OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う歯科医師に係るOSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業
- ⑥ 共用試験公的化に係る体制整備事業

令和4年3月18日医政発0318第49号厚生労働省医政局長通知の 別添「共用試験公的化に係る体制整備事業実施要綱」に基づき、公益社 団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う次の事業

- ア. 公的化共用試験運営ワークフローの確認・整備等
- イ. 試験実施本部体制および機能の充実と機構派遣監督者の認定制度 構築等
- (ア) 共用試験の追再試験の実施
- (イ) 合理的配慮支援、異議申立て、試験実施の不正行為等を含む逸 脱案件等に対応する試験実施本部体制及び機能の充実

- ⑤ OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業 令和 5年3月28日医政発0328第14号厚生労働省医政局長通知の別添「OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う歯科医師に係るOSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業
- 毎日試験公的化に係る体制整備事業令和4年3月18日医政発0318第49号厚生労働省医政局長通知の別添「共用試験公的化に係る体制整備事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う共用試験公的化に係る体制整備事業

IΒ

- (ウ) 厚生労働省への報告体制の整備
- (工)機構派遣監督者の認定制度及び申請システムの検討
- ウ. 各大学実施担当教職員向け講習会の実施等
- ⑦ (略)
- ⑧ 女性医師支援センター事業

令和7年6月3日医政発0603第4号厚生労働省医政局長通知の別紙「女性医師等勤務環境整備事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う女性医師支援センター事業

⑨~⑫ (略)

③ 医療技術等国際展開推進事業

令和4年3月22日医政発0322第36号厚生労働省医政局長通知「医療技術等国際展開推進事業の実施について」の別添「医療技術等国際展開推進事業実施要綱」に基づき、国立健康危機管理研究機構が行う医療技術等国際展開推進事業

⑪~⑮ (略)

⑦ (略)

⑧ 女性医師センター事業

令和6年3月29日医政発0329第15号厚生労働省医政局長通知の別紙「女性医師等勤務環境整備事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う女性医師支援センター事業

9~⑫ (略)

③ 医療技術等国際展開推進事業

平成 27 年4月9日医政発 0409 第 31 号厚生労働省医政局長通知「医療技術等国際展開推進事業の実施について」の別添「医療技術等国際展開推進事業実施要綱」に基づき、国立研究開発法人国立国際医療研究センターが行う医療技術等国際展開推進事業

(略) (略)

⑥ 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業

令和2年4月1日医政発0401第35号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業

① (略)

- - ア. 令和7年4月1日産情発 0401 第 45 号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知の別添「臨床研究総合促進事業実施要綱」(以下、「臨床研究総合促進事業実施要綱」という。) に基づき、臨床研究中核病院が行う臨床研究・治験従事者等に対する研修プログラム
  - イ.「臨床研究総合促進事業実施要綱」に基づき、<mark>臨床研究中核病院</mark>が行う臨床研究審査委員会質向トプログラム

(削除)

旧

16 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業

令和<u>5</u>年<u>3</u>月 <u>28</u>日医政発 <u>0328</u> 第 <u>12</u> 号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業

① (略)

- ② 臨床研究総合促進事業
  - ア. 令和6年3月28日産情発0328第1号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知の別添「臨床研究総合促進事業実施要綱」(以下、「臨床研究総合促進事業実施要綱」という。) に基づき、臨床研究中核病院(以下、「拠点」という。) が行う臨床研究・治験従事者等に対する研修プログラム
  - イ.「臨床研究総合促進事業実施要綱」に基づき、<mark>拠点</mark>が行う臨床研 究審査委員会質向上プログラム
- ② 産科医療特別給付事業運営事業

令和6年7月29日医政発第0729第1号厚生労働省医政局長通知の 別添「産科医療特別給付事業運営事業実施要綱」に基づき、公益財団 新 旧

型 共用試験公的化に係る体制整備事業(歯科)(略)

23 小児医薬品開発支援体制強化事業

小児医薬品開発支援体制強化事業

- 令和7年4月1日産情発 0401 第 49 号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知の別添「小児医薬品開発支援体制強化事業実施要綱」に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが行う
- 生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業 (略)

新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業

令和7年4月1日産情発0401第46号~第48号厚生労働省大臣官 房医薬産業振興・医療情報審議官通知の別添「新規モダリティ対応ヒト 初回投与試験体制整備等事業実施要綱」に基づき、国立研究開発法人国 立がん研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国 立健康危機管理研究機構が行う新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体 法人日本医療機能評価機構が行う産科医療特別給付事業運営事業

23 共用試験公的化に係る体制整備事業(歯科)(略)

24 小児医薬品開発支援体制強化事業

令和6年3月26日産情発第0326第2号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知の別添「小児医薬品開発支援体制強化事業実施要綱」に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが行う小児医薬品開発支援体制強化事業

生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業(略)

(新設)

新	旧
制整備等事業	
26 国際共同治験ワンストップ相談窓口事業	(新設)
令和7年5月1日産情発0501第13号厚生労働省大臣官房医薬産業	
振興・医療情報審議官通知の別添「国際共同治験ワンストップ相談窓口	
事業実施要綱」に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターが行	
う国際共同治験ワンストップ相談窓口事業	
② 外国人看護師候補者学習支援事業	(2) ②から移動
別添「外国人看護師候補者学習支援事業実施要綱」に基づき、公益社	
28 生成 AI を用いた医療安全に係る院内研修ツールの開発事業	(新設)
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
の別添「生成 AI を用いた医療安全に係る院内研修ツールの開発事業	
実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う生成	
AI を用いた医療安全に係る院内研修ツールの開発事業	
、は こ/10 / (C四//文工で JM O Poll 19/1192) / フレップ間プレデ末	
4 ) (mg)	(4) (略)
4) (略)	

(交付額の算定方法)

- 4. この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)
- (1) 医療施設運営費等補助金(都道府県)
  - ① ア〜カ (略)
    - キ へき地保健指導所運営事業
    - (ア) 都道府県が行う事業
      - a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と 第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を 選定する。
      - b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
    - (イ) 都道府県が補助する事業
      - a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と 第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少な い方の額を選定する。
    - b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金

旧

(交付額の算定方法)

- 4. この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)
- (1) 医療施設運営費等補助金(都道府県)
  - ① ア〜カ(略)
    - キ へき地保健指導所運営事業
    - (ア) 都道府県が行う事業
      - a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と 第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を 選定する。
      - b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
    - (イ) 都道府県が補助する事業
      - a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額 と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少 ない方の額を選定する。
      - b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄

新		IΒ				
その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1				付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に		
を乗じて得た額	を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額			2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して		
を交付額とする	<b>ర</b> .			少ない方の額を交付額とする。		
1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費		1. 種目 2. 基準額		3. 対象経費
(略)	(1)(略)	(略)		(略)	(1) (略)	(略)
	(2)寒冷地手当				(2)寒冷地手当	
	へき地保健指導所に駐在す				国家公務員の寒冷地手当に	
	る保健師が、国家公務員の寒				関する法律(昭和 24 年法律第	
	冷地手当に関する法律(昭和				200号) 第2条 <u>の</u> 規定 <u>により</u> 算	
	24 年法律第 200 号) 第1条				出した額	
	に定める基準日において、同				ただし、同条第4項に定め	
	条第一号に規定する地域に在				る基準額については、1人当た	
	勤する場合に、同法第2条に				りそれぞれ次に定める額とす	
	規定する計算方法を準用して				る。	
	算出した額				級地区分 単価 (円)	
	ただし、同条第4項に定め				1級地 10,340円	
	る <mark>場合の</mark> 基準額については、				2級地 8,800円	
	1人当たり同条第1項の表に				3級地 8,600円	
	おける世帯等の区分のその他				4級地 7,360円	
	の職員に対応する額とする。					

新				
(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)		

ILI		
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

ΙП

### ク~ケ (略)

② 救急医療体制強化事業の交付額は、次のアから<u></u>により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア〜イ (略)

### ウ 遠隔 ICU 体制整備促進事業

### (ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

# (イ)都道府県が補助する事業

a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。

### ク~ケ (略)

② 救急医療体制強化事業の交付額は、次のアから工により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア〜イ (略)

# ウ 遠隔 ICU 体制整備促進事業

### (ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じ て得た額を交付額とする。

# (イ) 都道府県が補助する事業

a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり次により算出された額	(略)
の合算額	( =/
(1)支援側医療機関	
19,000 千円 + 34,633 千円	
×1日あたり平均運用時間	
/24 時間	
(2)依頼側医療機関	
3,000 千円	
※なお、事業期間が1年に満たない	
場合は、基準額×事業月数/12 とす	
<b>వ</b> .	
※ただし、特定集中治療室遠隔支援	
加算を算定する医療機関は(2)依	
頼側医療機関の対象外とする。	

旧

b aにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じ て得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交 付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり次により算出された額	(略)
の合算額	
(1)支援側医療機関	
26,000 千円 + 59,576 千円	
×1日あたり平均運用時間	
/24 時間	
(2)依頼側医療機関	
6,000 千円	
※なお、事業期間が1年に満たない	
場合は、基準額×事業月数/12 とす	
<b>వ</b> .	
※ただし、特定集中治療室遠隔支援	
加算を算定する医療機関は(2)依	
頼側医療機関の対象外とする。	

③~⑤ (略)

⑥ 8020運動・口腔保健推進事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

### ア 8020運動推進特別事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
2,749 千円	(略)

### イ 都道府県等口腔保健推進事業

- (ア) 口腔保健支援センター設置推進事業
  - a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額

2. 対象経費

旧

③~⑤ (略)

⑥ 8020運動・口腔保健推進事業の交付額は、次のアからイにより 算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ご とに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切 捨てるものとする。

#### ア 8020運動推進特別事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
2,748 千円	(略)

### イ 都道府県等口腔保健推進事業

- (ア) 口腔保健支援センター設置推進事業
  - a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - baにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額

2. 対象経費

		1	
<b>新</b>	Ť	ll l	3
4,118 千円	(略)	4,116 千円	(略)
(イ)歯科疾患予防等事業		(イ)歯科疾患予防等事業	
a 次の表の第1欄に定める	基準額と第2欄に定める対象経費の実	a 次の表の第1欄に定める	5基準額と第2欄に定める対象経費の実
支出額とを比較して少ない	方の額を選定する。	支出額とを比較して少ない	ハ方の額を選定する。
b a により選定された額と	総事業費から寄付金その他の収入額を控	b a により選定された額と	総事業費から寄付金その他の収入額を
除した額とを比較して少な	い方の額を交付額とする。	控除した額とを比較して生	少ない方の額を交付額とする。
1. 基準額	2. 対象経費	1. 基準額	2. 対象経費
(都道府県、保健所設置市、特別区	(略)	(都道府県、保健所設置市、特別区	(略)
の場合)		の場合)	
1,784 千円		1,782 千円	
(市町村(保健所設置市を除く)の		(市町村(保健所設置市を除く)の	
場合)		場合)	
1,212 千円		1,210 千円	
(都道府県、保健所設置市、特別区	(mer)	2.007.7.	/ mA7 \
	(略)	2,097 千円	(略)
<u>の場合)</u> 3,491 千円			
(市町村(保健所設置市を除く)の 場合)			

2,124 千円

兼	新	II	<b>B</b>
(略)	(略)	(略)	(略)
(都道府県、保健所設置市、特別区	歯科健診(検診)・クリーニング	(新設)	(新設)
<u>の場合)</u> 4,612 千円	事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金		
(市町村(保健所設置市を除く)の 場合)	旅費 消耗品費		
2,684 千円	一 印刷製本費 通信運搬費		
	会議費 借料及び損料 委託費(上記に掲げる経費に該当		
	するもの。)_		

- (ウ) 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業
  - a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
(都道府県、保健所設置市、特別区 の場合)	(略)
2,002 千円	

- (ウ) 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業
  - a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
(都道府県、保健所設置市、特別区	(略)
の場合)	
2,000 千円	

新		П		
(市町村(保健所設置市を除く)の			(市町村(保健所設置市を除く)の	
場合)			場合)	
1,070 千円			1,068 千円	
(略)	(略)		(略)	(略)
(削除)			支出額とを比較して少ない。 b a により選定された額と総 除した額とを比較して少ない。	基準額と第2欄に定める対象経費の実 方の額を選定する。 等事業費から寄付金その他の収入額を控 い方の額を交付額とする。
			<u>1. 基準額</u> (略)	
<u>(工)</u> 歯科口腔保健調査研究事業 (略)		L	(才) 歯科口腔保健調査研究事業 (略)	
(本) 多職種連携等調査研究事業 (略)			<mark>(力)</mark> 多職種連携等調査研究事業 (略)	<b>¥</b>
②~⑪ (略)  ⑫ 異状死死因究明支援事業の交付額は次のアからイにより算出された額			<ul><li>⑦~⑪(略)</li><li>⑫ 異状死死因究明支援事業の交付</li></ul>	付額は次のアからイにより算出された

新 の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた 場合には、これを切捨てるものとする。 じた場合には、これを切捨てるものとする。 ア 都道府県が行う事業 ア 都道府県が行う事業 (ア)次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第 3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定 する。 定する。 (イ)(ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄 付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分 の1を乗じて得た額を交付額とする。

#### イ 都道府県が補助する事業

- (ア)次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第 3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定 する。
- (イ)(ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄 付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分 の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方 の額を交付額とする。

2. 基準額 1. 種目

3. 対象経費

額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生

IΒ

- (ア)次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第 3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選
- (イ)(ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から 寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

#### イ 都道府県が補助する事業

- (ア)次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第 3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選 定する。
- (イ)(ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から 寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少 ない方の額を交付額とする。

1. 種目

2. 基準額

3. 対象経費

	新			IΒ	
行政解剖又は死亡時画	1か所あたり次の	(略)	行政解剖又は死亡時画	1か所あたり次の	(略)
像診断等の検査の実施	(1)(2)により算出		像診断等の検査の実施	(1)(2)により算	
に要する経費	された額の合計額		に要する経費	出された額の合計額	
	※ただし、1か所当た			※ただし、1か所当た	
	り 60,000 千円を上限と			り 60,000 千円を上限と	
	する			する	
	(1)事務局経費			(1)事務局経費	
	2,148 千円			2,142 千円	
	(2)略			(2)略	
協議会経費	1か所あたり次の	(略)	協議会経費	1回あたり	(略)
	(1)(2)により算			340 千円×開催回数	
	出された額の合計額				
	※ただし、1か所あた			   ※ただし、1か所あた	
	り 1,875 千円を上限			り 1,019 千円を上限	
	額とする。			額とする。	
	(1)協議会				
	340 千円×開催回数				
	(2)協議会の下で開催する研修				

新		旧		
428 千円×開催回数				

③ 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次のアからウにより算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

#### ア〜イ(略)

ウ 第二種感染症指定医療機関運営事業

### (ア) 都道府県の行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と 第3欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して 少ない方の額を選定する。
- b a により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

### (イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と 第3欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して 少ない方の額を選定する。
- b a により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

③ 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次のアからウにより算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

#### ア〜イ(略)

ウ 第二種感染症指定医療機関運営事業

### (ア) 都道府県の行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と 第3欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較し て少ない方の額を選定する。
- b a により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

### (イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と 第3欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較し て少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

	新			旧	
1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費	1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
陰圧設備のある医療機	1 床当たりの年額	(略)	陰圧設備のある医療機	1 床当たりの年額	(略)
関	1,982 千円を限度とし		関	1,920 千円を限度とし	
	て厚生労働大臣の認め			て厚生労働大臣の認め	
	た額とする。			た額とする。	
陰圧設備のない医療機	1 床当たりの年額	(略)	陰圧設備のない医療機	1 床当たりの年額	(略)
関	1,521 千円を限度とし		関	1,474 千円を限度とし	
	て厚生労働大臣の認め			て厚生労働大臣の認め	
	た額とする。			た額とする。	

④ 新興感染症対応力強化事業(感染対策等に係る研修事業)の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ.アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(新設)

	新		IΒ
1.種目	2. 基準額	3. 対象経費	
感染対策等に関する医	1開催当たり 3,115	感染対策等に関する	
師・看護師等の研修	<u>千円</u>	医師・看護師等の研修	
		に必要な次に掲げる経	
		費	
		職員諸手当(非常勤	
		非常勤職員手当	
		諸謝金 旅費(講師及び非常	
		動職員に係るもの	
		に限る。)	
		消耗品費	
		材料費	
		印刷製本費	
		 雑役務費	
		通信運搬費	
		 借料及び損料(会場	
		借料、機器借料)	
		会議費	
		委託費(上記に掲げ	
		る経費に該当する	
		もの。)	

	新			旧
医療関連サービス事業	1開催当たり	2,169	医療関連サービス事	
 者等の感染対策の研修	千円		業者等の感染対策の研	
			修に必要な次に掲げる	
			経費	
			職員諸手当(非常勤	
			<u>)</u>	
			非常勤職員手当	
			諸謝金	
			旅費(講師及び非常	
			勤職員に係るもの	
			に限る。 <u>)</u> 消耗品費	
			材料費	
			印刷製本費	
			推役務費 #28費	
			通信運搬費	
			<u> </u>	
			 借料)	
			 会議費	
			 委託費(上記に掲げ	
			る経費に該当する	
			もの。)	

新	IΒ

(2) 医療施設運営費等補助金(公募)

①~⑧ (略)

- ⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成拠点の形成事業の交付額は次により 算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生 じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
37,875 千円	総合的な診療能力を持つ医師養成
	<mark>拠点</mark> の <mark>形成</mark> 事業に必要な次に掲げる
	経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費

(2) 医療施設運営費等補助金(公募)

①~⑧ (略)

- ⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
37,875 千円	総合的な診療能力を持つ医師養成
	の <mark>推進</mark> 事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費

新		IΒ		
	備品費	消耗品費		
	消耗品費	通信運搬費		
	通信運搬費	借料及び損料		
	借料及び損料	会議費		
	会議費	社会保険料		
	社会保険料	<b>維役務費</b>		
	雑役務費	委託費(上記に掲げる経費に該当		
	委託費(上記に掲げる経費に該当	するもの。)		
	するもの。)			
⑩~⑫ (略)		⑩~⑫ (略)		
③ 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業 の交付額は次のア及びイにより算出された額の合計額とする。ただし、		③ 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業の な付類は次のア及びイにより質出された類の会計類とする。ただし		

③ 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業の交付額は次のア及びイにより算出された額の合計額とする。ただし、 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てる ものとする。

ア. (ア) (イ) (略)

イ. 拠点的な医療機関が行う事業に対して厚生労働大臣が適当と認める者が補助する事業

(ア)~(ウ) (略)

1. 基準額 2. 対象経費

③ 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業の 交付額は次のア及びイにより算出された額の合計額とする。ただし、 算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨て るものとする。

ア. (ア) (イ) (略)

イ. 拠点的な医療機関が行う事業に対して厚生労働大臣が適当と認める者が補助する事業

(ア) ~ (ウ) (略)

1. 基準額 2. 対象経費

新			旧		
227,872 千日	<u> </u>	(略)	113,936 千円	(略)	

#### (14)~(15) (略)

- ⑩ 医療の質向上のための体制整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
28,270 千円	(略)

⑪~㉑ (略)

(削除)

(略) (14) (15) (14)

- ⑩ 医療の質向上のための体制整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア.次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
38,103 千円	(略)

# ⑪~㉑ (略)

- ② 外国人看護師候補者学習支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

新		IΒ
	イ. アにより選定され	た額と総事業費から寄付金その他の収入額を
	控除した額とを比較し	って少ない方の額を交付額とする。_
	1. 基準額	2. 対象経費
	103,640 千円	外国人看護師候補者学習支援事業
		に必要な次に掲げる経費
		職員基本給
		職員諸手当
		非常勤職員手当
		諸謝金
		旅費
		備品費
		消耗品費
		印刷製本費
		通信運搬費
		社会保険料
		借料及び損料
		会議費
		雑役務費

② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア~ウ (略)

② 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が 生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

- - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
次により算定した合計額	(略)
ただし、対象となる施設は令和 <u>4</u> 年	
度以降に特定行為研修を開始した施	

旧

② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア~ウ (略)

ア〜イ (略)

- - ア.次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
次により算定した合計額	(略)
ただし、対象となる施設は令和 <u>3</u> 年	
度以降に特定行為研修を開始した施	

新	f	IE	3
設とし、令和4年度中に特定行為研		設とし、令和3年度中に特定行為研	
修を開始した施設は、合計額に 0.5		修を開始した施設は、合計額に 0.5	
を乗じた額とする。		を乗じた額とする。	
1~6 (略)		1~6 (略)	

② 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

── 特定行為研修の組織定着化支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア (ア) ~ (イ)(略)

1. 基準額	2. 対象経費
1施設あたり 5,794千円	特定行為研修の組織定着化に係る
(注) 交付額は、調整の上決定する	事業に必要な次に掲げる経費
こともあり得ること。	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費

26 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業の交付額は次により 算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が 生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

② 特定行為研修の組織定着化支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア (ア)~(イ)(略)

1. 基準額	2. 対象経費
1施設あたり 5,794千円	特定行為研修の組織定着化に係る
	事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費

新	IΒ
消耗品費	消耗品費
印刷製本費	印刷製本費
会議費	会議費
社会保険料	社会保険料
雑役務費(eラーニング利用料に限	雑役務費(eラーニング利用料に
る。)	限る。)
委託費	委託費

イ (略)

② 看護教員教務主任養成講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

- 28 死体検案医を対象とした死体検案相談事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額 2. 対象経費

イ (略)

28 看護教員教務主任養成講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

- 29 死体検案医を対象とした死体検案相談事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額 2. 対象経費

茅	新	li li	B
27,374 千円	(略)	36,498 千円	(略)

② 死因究明拠点整備モデル事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

③ 認定エンバーマー養成研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

① 情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等検証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

② 「統合医療」に係る情報発信等推進事業の交付額は次により算出する ものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合 には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支

死因究明拠点整備モデル事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

③ 認定エンバーマー養成研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

② 情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等検証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

③ 「統合医療」に係る情報発信等推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実

出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
14,099 千円	(略)

33 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

② クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

⑤ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

旧

支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
10,499 千円	(略)

野定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000
円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

③ クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業の交付額 は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未 満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

⑤ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業の交付額は次により算出する ものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

- ⑤ 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	(略)

(削除)

- ⑤ 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
3,925 千円	(略)

- ③ 新人看護職員等の就業継続支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合に は、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
28,495 千円	新人看護職員等の就業継続支援事
	業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当

新	Ť		 日
			非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費
交付額は次により算出するものと 円未満の端数が生じた場合には、 ア 医療現場における看護 DX 効 (ア) 次の表の第1欄に定める基 出額とを比較して少ない方の (イ)(ア)により選定された額と を控除した額とを比較して少 を交付額とする。	果検証事業 準額と第2欄に定める対象経費の実支額を選定する。 と総事業費から寄付金その他の収入額 ない方の額に2分の1を乗じて得た額	付額は次により算出するものと 円未満の端数が生じた場合には ア 医療現場における看護 DX (ア) 次の表の第1 欄に定める。 支出額とを比較して少ない。 (イ) (ア) により選定された都 を控除した額とを比較して 額を交付額とする。	促進事業 基準額と第2欄に定める対象経費の実 方の額を選定する。 頃と総事業費から寄付金その他の収入額 少ない方の額に2分の1を乗じて得た
1. 基準額	2. 対象経費	1. 基準額	2. 対象経費

新		IΒ	
(略)	医療現場における看護DX <mark>効果検証</mark>	10,523 千円	医療現場における看護DX <mark>促進</mark> 事
	事業に必要な次に掲げる経費		業に必要な次に掲げる経費
	(略)		(略)

- イ 看護師等養成所における DX 効果検証事業
- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額 を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
(略)	看護師等養成所における DX <mark>効果検</mark>
	<mark>証</mark> 事業に必要な次に掲げる経費
	(略)

- 99 地域における特定行為実施体制推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア 地域支援型の指定研修機関推進事業
  - (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- イ 看護師等養成所における DX 促進事業
- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
(略)	看護師等養成所における DX <mark>促進</mark> 事
	業に必要な次に掲げる経費
	(略)

- 他 地域における特定行為実施体制推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア 地域支援型の指定研修機関推進事業
  - (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
4,150 千円	(略)

## イ 介護保険施設等の特定行為研修周知事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額 を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
14,402 千円	介護保険施設等の特定行為研修周知
	事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	<u>旅費</u>
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費

旧

(イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
4,022 千円	(略)

#### イ 地域標準手順書普及等事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額 を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
5,518 千円	地域標準手順書普及等事業に必要な
	次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費

新	IΒ	
借料及び損料       会議費       社会保険料       委託費	会議費 借料及び損料 社会保険料 委託費 (上記に掲げる経費に該当 するもの)	

9 地域医療基盤総合推進調査事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

① へき地医療拠点病院運営事業(モデル事業分)の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

④ ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関 調査支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支

他 地域医療基盤総合推進調査事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

② へき地医療拠点病院運営事業(モデル事業分)の交付額は次により 算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が 生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

(新設)

	 新
 山筋レたい跡にアハギバ	
出額とを比較して少ない方の額を選定する。	
イ. アにより選定された客	順と総事業費から寄付金その他の収入額を控 
除した額とを比較して少	<b>少ない方の額を交付額とする。</b>
1. 基準額	2. 対象経費
50,000 千円	ICT機器を活用した勤務環境改善
	の先駆的取組を行うモデル医療機関
	調査支援事業に必要な次に掲げる経
	費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	備品費
	消耗品費
	通信運搬費
	借料及び損料
	印刷製本費
	会議費

社会保険料 雑役務費

委託費

新		
④ 大学における恒久定員内地域枠設置促進事業の交付額は次により算出	(新設)	
するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた		
場合には、これを切捨てるものとする。		
   アー次の表の第1欄に定める其進類と第2欄に定める対象経費の宝式		

27. 次の表の弟 1 懶に正める基準額と弟 2 懶に正める対象経貨の美文 出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

IN O YEAR C CERTIFIC CO TON	
1. 基準額	2. 対象経費
66,521 千円	大学における恒久定員内地域枠設
	置促進事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	通信運搬費
	 借料及び損料
	— 印刷製本費
	会議費
	 社会保険料

新	
	委託費(上記に掲げる経費に該当
	するもの。)_

- ④ 中堅期看護職員等の就業継続支援事業の交付額は次により算出する ものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
28,495 千円	中堅期看護職員等の就業継続支援
	事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	 旅費
	—— 消耗品費
	—— 印刷製本費
	通信運搬費

(新設)

新	
	会議費       社会保険料       雑役務費       季託費

- 地域標準手順書普及等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを 切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	地域標準手順書普及等事業に必要
	な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費

# ⑩イ 地域標準手順書普及等事業

(ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

旧

(イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額 を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
5,518 千円	地域標準手順書普及等事業に必要
	な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費

新	IΒ
通信運搬費 会議費 借料及び損料 社会保険料 委託費(上記に掲げる経費に該当 するもの)	通信運搬費 会議費 借料及び損料 社会保険料 委託費 (上記に掲げる経費に該当するもの)

- ⑥ 総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業の 交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
107,229 千円	総合的な診療能力を持つ医師養成
	のためのリカレント教育推進事業に
	必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金

(新設)

¥	ff	IΒ
	旅費 備品費(システム運用経費、シス テム保守費を含む。) 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 印刷製本費 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費(上記に掲げる経費に該当 するもの。)	
<ul> <li>毎 医師偏在是正に向けた広域マッチング事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</li> <li>ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</li> <li>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</li> </ul>		(新設)
1. 基準額         160,935 千円	2.対象経費 医師偏在是正に向けた広域マッチ	

新	IΒ
ング事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費	
<ul> <li>御 歯科医療提供体制構築支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</li> <li>ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</li> </ul>	

著	fi	IΒ
イ. アにより選定された額と総	8事業費から寄付金その他の収入額を控	
除した額とを比較して少ない	N方の額を交付額とする。_	
1. 基準額	2. 対象経費	
10,000 千円	歯科医療提供体制構築支援事業に必	
	要な次に掲げる経費	
	職員諸手当(非常勤)	
	非常勤職員手当	
	諸謝金	
	旅費	
	備品費	
	消耗品費	
	印刷製本費	
	借料及び損料	
	会議費	
	通信運搬費	
	<b>雑役務費</b>	
	社会保険料(非常勤)	
	委託費(上記に掲げる経費に該当	
	するもの(備品費を除く。)。)	
(a) (c) (c) (c) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	->	(3) 医療施設運営費等補助金(名宛て)
(3)医療施設運営費等補助金(名宛で	_)	

新	IΒ

①~③ (略)

- ④ OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
交付要綱3(3)④アから工に定め	OSCEの模擬患者・評価者養成及
る事業	び評価の在り方に係る調査・実証事
292,893 千円	業 (交付要綱3(3)④アからエに
	定める事業) に必要な次に掲げる経
	費
	(略)
交付要綱3(3)④オに定める事業	OSCEの模擬患者・評価者養成及
88,768 千円	び評価の在り方に係る調査・実証事
	業(交付要綱3(3)④才に定める
	事業) に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当

①~③ (略)

- ④ OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証 事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額 に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとす る。
  - ア.次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
292,893 千円	OSCE の模擬患者・評価者養成及
	び評価の在り方に係る調査・実証事
	業に必要な次に掲げる経費
	(略)
(新設)	

新		旧	
非常勤職員手	<u>当</u>		
諸謝金			
旅費			
備品費			
消耗品費			
印刷製本費			
通信運搬費			
世界及び損料			
会議費			
社会保険料			
#位務費			

- ⑤ OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
149,754 千円	(略)

- ⑤ OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
134,895 千円	(略)

⑥ 共用試験公的化に係る体制整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

新

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
交付要綱3(3)⑥ア及びイ(イ)	共用試験公的化に係る体制整備事
から(工)に定める事業	業 (交付要綱3(3)⑥ア及びイ(
50,329 千円	イ)から(工)に定める事業)に必
	要な次に掲げる経費
	(略)
交付要綱3(3)⑥イ(ア)及びウ	共用試験公的化に係る体制整備事
に定める事業	業(交付要綱3(3)⑥イ(ア)及
68,497 千円	びウに定める事業)に必要な次に掲
	げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金

- ⑥ 共用試験公的化に係る体制整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
50,329 千円	共用試験公的化に係る体制整備事
	業に必要な次に掲げる経費
	(略)
(新設)	(新設)

新				 日
	施費 備品費(図書) 消耗品費 印刷製本費 借料及び損料 会議費 通信運搬費 雑役務費 社会保険料 委託費(上記に掲げる経費に該当 するもの。)			
⑦~⑩ (略)		7	)~⑩ (略)	
だし、算出された額に 1,000 F 切捨てるものとする。	対額は次により算出するものとする。た 円未満の端数が生じた場合には、これを 基準額と第2欄に定める対象経費の実支 の額を選定する。	<b>(</b> 1)	ただし、算出された額に 1,000 を切捨てるものとする。	付額は次により算出するものとする。 円未満の端数が生じた場合には、これ 準額と第2欄に定める対象経費の実支 額を選定する。
イ. アにより選定された額と約	イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。			事業費から寄付金その他の収入額を控
1. 基準額	2. 対象経費		1. 基準額	2. 対象経費

新		I	B	
	259,285 千円	(略)	235,194 千円	(略)

迎 (略)

- ③ 医療技術等国際展開推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
514,842 千円	(略)

(略) (14) (15) (14)

- (6) 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。

迎 (略)

- ③ 医療技術等国際展開推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
442,607 千円	(略)

(略) (略)

- ⑥ 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費	
54,565 千円	(略)	

⑪~⑲ (略)

② 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

## ア 医療事故情報収集等事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
93,450 千円	(略)

② イ~ウ (略)

旧

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費		
34,565 千円	(略)		

⑪~⑲ (略)

② 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

## ア 医療事故情報収集等事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の 実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ)(ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
249,694 千円	(略)

20 イ~ウ(略)

- ② 臨床研究総合促進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金 その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額と する。

1. 種目	2. 基準額		額	3. 対象経費
臨床研究・治験従事者	2,300	) 千円×l	開催回	(略)
等に対する研修プログ	数			
ラム			つ他の役	
	割担う	場合には	ま下表金	
	額(単	位:千円	3) をそ	
	れぞれ加算する。		0	
	医師研	チュー	3,500	
	修	タリン		
		グ		
		とりま	10,00	
		とめ	0	
	上級	DCT 研	2,300	
	CRC 研	修		
	修	とりま	10,00	

- ② 臨床研究総合促進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第 3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定 する。
  - イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
臨床研究・治験従事者	1,500 千円×開催回	(略)
等に対する研修プログ	数	
ラム	※ただし、その他の役	
	割担う場合には下表金	
	額(単位:千円)をそ	
	れぞれ加算する。	
	医師研 チュー 3,500	
	修タリン	
	グ	
	とりま <u>1,500</u>	
	とめ	
	上級 DCT研 <u>1,500</u>	
	CRC研 修	

		新					旧		
		とめ	0			修	とりま	1,500	
	委員研	委員長	2,300				とめ		
	修	研修					委員長	<u>1,500</u>	
		事務局	2,300			委員研			
		研修				修	とりま	<u>1,500</u>	
		とりま	10,00				とめ		
		とめ	0			DM 研		1,500	
	DM 研	とりま	5,000			修	とめ	1.500	
	修 ————————————————————————————————————	とめ	F 000			モニター研修	取りま とめ	1,500	
	モニター 一研修	とりま とめ	5,000			監査研	とりま	1,500	
	監査研	とりま	5,000				とめ	1,300	
	修	とめ	3,000				(新設)		
	事務職	とりま	20,00				(11122)		
	員研修	とめ	0						
臨床研究審査委員会質	1機関は	ったり 10	),997千	(略)	臨床研究審査委員会質	1機関	あたり	12,131	(略)
	円				向上プログラム	千円			
	_ ※ とり:	まとめ機	関にお			※ とり	まとめホ	幾関にお	
	ハブル	これに	hn∋ –			いては、	これは	こ加えて	
	CICIA.	C1 LIC	JII/L C			10,000	千円加算	算する。	
	10,000	千円加算	īする。						
② (削除)					② 産科医療特別給	付事業運	営事業の	)交付額(a	は次により算出するものと
					する。ただし、算	出された	額に 1,	000 円未	満の端数が生じた場合に
					は、これを切捨て	るものとす	する。		

新	
	<u>J</u>

IΒ

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額 とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする

1. 基準額	2. 対象経費
100,000 千円	産科医療特別給付運営事業に必要
	な次に掲げる経費
	印刷製本費
	通信運搬費
	推役務費 2

- ② 共用試験公的化に係る体制整備事業(歯科)の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- 1. 基準額2. 対象経費60,010 千円共用試験公的化に係る体制整備事

- ② 共用試験公的化に係る体制整備事業(歯科)の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
33,167 千円	共用試験公的化に係る体制整備事

新	IΒ
業(歯科)に必要な次に掲げる経費	業(歯科)に必要な次に掲げる経費
に必要な次に掲げる経費	に必要な次に掲げる経費
職員基本給	職員基本給
職員諸手当	職員諸手当
非常勤職員手当	非常勤職員手当
諸謝金	諸謝金
旅費	旅費
消耗品費	消耗品費
印刷製本費	印刷製本費
通信運搬費	通信運搬費
備品費(図書)	借料及び損料
借料及び損料	会議費
会議費	社会保険料
社会保険料	雑役務費
雑役務費	委託費(上記に掲げる経費に該当
委託費(上記に掲げる経費に該当	するもの)
するもの)	

- ② 小児医薬品開発支援体制強化事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② 小児医薬品開発支援体制強化事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア.次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
29,878 千円	(略)

❷ 生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

- ② 新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
786,380 千円	新規モダリティ対応ヒト初回投与
	試験体制整備等事業に必要な次に掲

旧

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
48,008 千円	(略)

② 生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア〜イ (略)

(新設)

亲	fi	IΒ
	げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 人材派遣費 旅費 備品費 雑役務費 工事費 社会保険料 委託費	
ものとする。ただし、算出された	窓口事業の交付額は次により算出する 類に 1,000 円未満の端数が生じた場合	<u>(新設)</u>
には、これを切捨てるものとする。 ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額を選定する。		
イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。		
<u>1. 基準額</u> <u>266,801 千円</u>	2. 対象経費 国際共同治験ワンストップ相談窓 口事業に必要な次に掲げる経費	

*	新	IΒ
	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員 諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 消耗品費 可層に運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費	
② 外国人看護師候補者学習支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。     ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。     イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。		(2) ②から移動

,	新	IΒ
103,640 千円  ②8 生成 AI を用いた医療安全に係 は次により算出するものとする。 の端数が生じた場合には、これる ア. 次の表の第1欄に定める基準 額とを比較して少ない方の額を	外国人看護師候補者学習支援事業 に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費	(新設)
した額とを比較して少ない方の額	貝を父付額とする。 	

	新		IΒ
1. 基準額	2. 対象経費		
6,542 千円	生成 AI を用いた医療安全に係る院		
	内研修ツールの開発事業に必要な次		
	に掲げる経費		
	諸謝金		
	<u>旅費</u>		
	会議費		
	<u>雑役務費</u>		
	委託費		
(4)(略)		(4)(略)	
(交付決定の下限)		(交付決定の下限)	
5. (略)		5. (略)	
(交付の条件)		(交付の条件)	
6. この補助金の交付の決定	には、次の条件が付されるものとする。		こには、次の条件が付されるものとする。
(1)(略)		(1)(略)	
(別表)		(別 表)	
区分	事業名	区分	事業名

	新		IΒ
医療提供体制確保対策費	(1) 医療施設運営費等補助金(都道府県)	医療提供体制確保対策費	(1) 医療施設運営費等補助金(都道府県)
	①~⑪ (略)		①~⑪ (略)
	④ 新興感染症対応力強化事業(感染対策等に		(新設)
	係る研修事業)		
	(2) 医療施設運営費等補助金(公募)		(2)医療施設運営費等補助金(公募)
	①~⑧ (略)		①~8 (略)
	⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成拠点の形		⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成の <mark>推進</mark>
			事業
			⑩~② (略)
	(3) ②へ移動		② 外国人看護師候補者学習支援事業
	② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業		② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事
	_		業
	23 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進		看護師の特定行為に係る研修機関導入促
	支援事業		進支援事業
	② 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営		5 看護師の特定行為に係る指定研修機関運
	事業		営事業
	5 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援		🤷 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支
	事業		援事業
	5 特定行為研修の組織定着化支援事業		② 特定行為研修の組織定着化支援事業
	<ul><li>─ 看護教員教務主任養成講習会</li></ul>		28 看護教員教務主任養成講習会
	36医療の効率化に向けた領域別タスクシフト		

推進事業	ト推進事業	
(削除)	38 新人看護職員等の就業支援事業	
③ 看護現場におけるデジタルトランスフォー	39 看護現場におけるデジタルトランスフォ	
メーション <mark>効果検証</mark> 事業	ーメーション <mark>促進</mark> 事業	
38 地域における特定行為実施体制推進事業	🔴 地域における特定行為実施体制推進事業	
39 地域医療基盤総合推進調査事業	40 地域医療基盤総合推進調査事業	
<u>④</u> へき地医療拠点病院運営事業(モデル事業	❷ へき地医療拠点病院運営事業(モデル事	
分)	業分)	
④ ICT機器を活用した勤務環境改善の先駆的	(新設)	
取組を行うモデル医療機関調査支援事業		
② 大学における恒久定員内地域枠設置促進事		
<u>業</u>		
④ 中堅期看護職員等の就業継続支援事業		
④ 地域標準手順書普及等事業	(2) ⑩イから移動	
⑤ 総合的な診療能力を持つ医師養成のため	(新設)	
のリカレント教育推進事業		
⑯ 医師偏在是正に向けた広域マッチング事業		
④ 歯科医療提供体制構築支援事業		
(3) 医療施設運営費等補助金(名宛て)		
①~⑮ (略)	①~⑮ (略)	

	新		П
	<ul><li>2 共用試験公的化に係る体制整備事業(歯科)</li><li>か 外国人看護師候補者学習支援事業</li></ul>		② 共用試験公的化に係る体制整備事業(歯科) (2)②から移動
感染症対策費	(略)	感染症対策費	(略)
医療安全確保推進費	(1) 医療施設運営費等補助金(都道府県)	医療安全確保推進費	(1) 医療施設運営費等補助金(都道府県)
	⑫ (略)		⑫ (略)
	(2) 医療施設運営費等補助金(公募)		(2)医療施設運営費等補助金(公募)
	死体検案医を対象とした死体検案相談事		29 死体検案医を対象とした死体検案相談事
	業		業
	死因究明拠点整備モデル事業		30 死因究明拠点整備モデル事業
	◎ 認定エンバーマー養成研修事業		③ 認定エンバーマー養成研修事業
	③ 情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断		② 情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断
	等検証事業		等検証事業
	32 「統合医療」に係る情報発信等推進事業		33 「統合医療」に係る情報発信等推進事業
	③ 特定機能病院における医療安全のためのピ		<b>3</b> 特定機能病院における医療安全のための
	アレビュー推進事業		ピアレビュー推進事業
	(3) 医療施設運営費等補助金(名宛て)		(3) 医療施設運営費等補助金(名宛て)
	ⓑ∼㉑ (略)		16~20 (略)
	(削除)		② 産科医療特別給付事業運営事業
	生成AIを用いた医療事故調査報告書分析・		② 生成AIを用いた医療事故調査報告書分析

	 新		IΒ
	実践研修事業		・実践研修事業
	◎生成AIを用いた医療安全に係る院内研修ツー		(新設)
	ルの開発事業		
医療技術実用化等推進費	(2) 医療施設運営費等補助金(公募)	医療技術実用化等推進費	(2) 医療施設運営費等補助金(公募)
	∮  クリニカル・イノベーション・ネットワ		⑤ クリニカル・イノベーション・ネットワ
	ーク推進支援事業		ーク推進支援事業
	③ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業		・ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(3) 医療施設運営費等補助金(名宛て)		(3) 医療施設運営費等補助金(名宛て)
	② (略)		② (略)
	② 小児医薬品開発支援体制強化事業		少 小児医薬品開発支援体制強化事業
	② 新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制		_(新設)
	整備等事業		
	◎ 国際共同治験ワンストップ相談窓口事業		
(2)~(18)(略)		(2)~(18)(略)	
(申請手続)		(申請手続)	
7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。		7. この補助金の交付の申請	情は、次により行うものとする。
(1)3の(1)の事業		(1)3の(1)の事業	
ア (ア) ~ (イ)	(略)	ア (ア) ~ (イ)	(略)

新

(ウ)新設

(ウ) 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108号)に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合 においては、この限りではない。

(1) イ. 補助事業者が都道府県の場合

都道府県知事は、第4号様式による申請書に関係書類を添えて、別 途厚生労働大臣が定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとす る。

なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(2)(略)

(3)(略)

(1) イ. 補助事業者が都道府県の場合

都道府県知事は、第4号様式による申請書に関係書類を添えて、別途 厚生労働大臣が定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとす る。

IΒ

(2)(略)

(3)(略)

新 旧

#### (変更申請手続)

8~10 (略)

#### (実績報告)

11(1)3の(1)の事業

ア (ア) ~ (イ) (略)

(ウ) 7に定めるところにより、交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

#### (1) イ. 補助事業者が都道府県の場合

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第7号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、7に定めるところにより、交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときに

#### (変更申請手続)

8~10 (略)

#### (実績報告)

11(1)3の(1)の事業

ア (ア) ~ (イ) (略)

(ウ)新設

#### (1) イ. 補助事業者が都道府県の場合

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第7号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

新	IB
は、これを当該補助金から減額して報告	vathればならない。
(2)(略)	(2)(略)
(3)(略)	(3)(略)
12~13(略)	12~13(略)

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

(通 則)

1. 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年間12年間12年度)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、医療施設等を運営するために必要な経費を補助することにより医療施設等運営の充実を図ること及び化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報基盤の整備に要する経費を補助することにより急性中毒対策の充実を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1) 医療施設運営費等補助金(都道府県等)
  - ① へき地保健医療対策事業
    - ア. へき地医療支援機構運営事業

平成 13 年 5 月 16 日医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」(以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。)に基づき都道府県が行うへき地医療支援機構の運営事業

イ. へき地医療拠点病院運営事業 (へき地医療拠点病院支援システム及び へき地・離島診療支援システムを含む。)

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行うへき地医療拠点病院の運営事業
- (イ) 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病 院の運営事業に対して都道府県が補助する事業
- ウ. へき地診療所運営事業(へき地・離島診療支援システムを含む。)

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置 したへき地診療所(国民健康保険直営診療所を除く。)又はへき地にお いて当該地域(へき地診療所整備基準に定める地域)唯一の医療機関と して住民の医療確保を担当している診療所で実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行うへき地診療所の運営事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協 同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行うへき地診療 所の運営事業に対して都道府県が補助する事業
- (ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所の運営事業に対 して都道府県が補助する事業
- エ. へき地巡回診療車(船)運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地巡回診療車(船) で実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行う巡回診療事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会(ただし、
  - (3) ①に掲げる場合を除く。)、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業
- (ウ) 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業
- 才, 巡回診療航空機運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行う巡回診療航空機運営事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協 同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う巡回診療航 空機運営事業に対して都道府県が補助する事業
- (ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う巡回診療航空機運営事業に対して都道府県が補助する事業
- 力. 離島歯科診療班派遣事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島歯 科診療班派遣事業

キ. へき地保健指導所運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とす る。

- (ア) 都道府県が行う保健師の駐在及び保健指導事業
- (イ) 市町村が行う保健師の駐在及び保健指導事業に対して都道府県が補助する事業
- ク. へき地患者輸送車(艇)、メディカルジェット(へき地患者輸送航空機)運行支援事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地患者輸送車 (艇)、メディカルジェット(へき地患者輸送航空機)で実施する次の 事業とする。

- (ア) 都道府県が行う患者輸送事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協 同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う患者輸送事 業に対して都道府県が補助する事業
- (ウ) 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院、へき地診療所又 は都道府県知事の判断に基づき事業を実施する病院及び診療所の開設 者が行う患者輸送事業に対して都道府県が補助する事業
- ケ. へき地診療所医師派遣強化事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行うへき地診療所医師派遣強化事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所医師派遣強化事業に対して都道府県が補助する事業

#### ② 救急医療体制強化事業

ア. メディカルコントロール体制強化事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」(以下「救急医療対策事業実施要綱」という。)に基づき、都道府県が実施するメディカルコントロール体制強化事業

イ. 搬送困難事例受入医療機関支援事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行う搬送困難事例受入医療機関支援事業
- (イ) 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う搬送困 難事例受入医療機関支援事業に対して都道府県が補助する事業
- ウ. 遠隔 ICU 体制整備促進事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行う遠隔 ICU 体制整備促進事業
- (イ) 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う遠隔 IC U 体制整備促進事業に対して、都道府県が補助する事業

#### ③ 災害医療対策事業

ア. 医療施設耐震化促進事業

平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330007 号厚生労働省医政局長通知「災害

医療対策事業等の実施について」(以下「災害医療対策事業等実施要綱」 という。)に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療施設耐震 化促進事業に対して都道府県が補助する事業

イ. 防災訓練等参加支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

- (ア) 都道府県が行う防災訓練等参加支援事業に係る調整・支援
- (イ) 市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う防災訓練等参加支援事業に対して都道府県が補助する事業
- ウ. DMAT等活動支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

- (ア)被災都道府県が行うDMAT等活動支援事業に係る調整・支援
- (イ)要請を受けた都道府県、市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者 が行うDMAT等活動支援事業に都道府県が補助する事業
- 工. DMAT訓練事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県が行うDMAT 訓練事業

才. DPAT養成支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県及び政令市(指定都市に限る。)が実施するDPAT養成支援事業

カ. 災害医療コーディネーター研修事業(地域災害医療コーディネーター 研修事業)

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき都道府県が行う地域災害医療コーディネーター研修事業

#### ④ 産科医療機関確保事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

- ア. 都道府県が行う産科医療機関確保事業
  - イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同 組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適 当と認める者が行う産科医療機関確保事業に対して都道府県が補助す る事業
- ⑤ ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期 医療対策事業等の実施について」(以下「周産期医療対策事業等実施要綱」

という。) に基づき、実施する次の事業

- (ア) 都道府県が行う I C T を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同 組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当 と認める者が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モ ニタリング支援事業に対して都道府県が補助する事業

#### ⑥ 8020運動・口腔保健推進事業

ア. 8020運動推進特別事業

平成27年4月10日医政発0410第23号厚生労働省医政局長通知の別紙「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」(以下「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」という。)に基づき、都道府県が行う8020運動推進特別事業

- イ. 都道府県等口腔保健推進事業
  - (ア) 口腔保健支援センター設置推進事業

「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、保 健所設置市及び特別区が設置する口腔保健支援センターの運営等事業

(イ) 歯科疾患予防等事業

「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、市町村及び特別区が行う歯科疾患予防等事業

- (ウ) 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業 「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、市 町村及び特別区が行う歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健 医療推進等事業
- (工) 歯科口腔保健調査研究事業

「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、保 健所設置市、特別区が行う歯科口腔保健調査研究事業

(才) 多職種連携等調査研究事業

「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、保 健所設置市及び特別区が行う多職種連携等調査研究事業

# ⑦ 歯科医療提供体制構築推進事業

令和4年9月20日医政発0920第9号厚生労働省医政局長通知「歯科医療提供体制構築推進事業の実施について」の別紙「歯科医療提供体制構築推進事業実施要綱」(以下「歯科医療提供体制構築推進事業実施要綱」という。)に基づき、都道府県が実施する歯科医療提供体制構築推進事業

- ⑧ 専門医認定支援事業
  - ア. 平成 26 年 6 月 20 日医政発 0620 第 6 号厚生労働省医政局長通知「専門 医認定支援事業の実施について」(以下「専門医認定支援事業実施要綱」 という。)に基づき、実施する次の事業
    - (ア) 都道府県が行う専門研修プログラムの策定
    - (イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う専門研修プログラムの策定に 対して都道府県が補助する事業
    - (ウ) 都道府県が行う医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣 等
    - (エ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師不足地域の研修医療機関 に対する指導医の派遣等に対して都道府県が補助する事業
    - (オ) 都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、都道府県が 行う研修医療機関に対する指導医の派遣等
    - (カ) 都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、厚生労働大 臣が適当と認める者が行う研修医療機関に対する指導医の派遣等に対し て都道府県が補助する事業
    - (キ) 都道府県が行うへき地・離島等における総合診療研修
    - (ク) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地・離島等における総合 診療研修に対して都道府県が補助する事業
  - イ. 新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業 「専門医認定支援事業実施要綱」に基づき都道府県が行う新専門医制度 の仕組みに係る地域医療対策協議会事業
- ⑨ 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業令和元年8月20日医政発0820第5号厚生労働省医政局長通知「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」の別添「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱(以下「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」という。)に基づき都道府県が実施する地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業
- ⑩ 医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき都道府県が実施する医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業
- ① 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業 令和2年7月9日医政発 0709 第4号厚生労働省医政局長通知「認定制度

を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業の実施について」の別紙 「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業実施要綱」に 基づき、実施する次の事業

- (ア) 都道府県が行う認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推 進事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に対して都道府県が補助する事業

## ⑩ 異状死死因究明支援事業

平成22年3月31日医政発0331第18号厚生労働省医政局長通知「異状死死因究明支援事業の実施について」の別紙「異状死死因究明支援事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

- (ア) 都道府県が行う異状死死因究明支援事業
- (イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う異状死死因究明支援事業に対し て都道府県が補助する事業

#### (1) 感染症指定医療機関運営事業

ア. 特定感染症指定医療機関運営事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年 法律第 114 号。以下「感染症法」という。)第 38 条第 1 項の規定に基づ く特定感染症指定医療機関の開設者が行う、特定感染症指定医療機関の 運営事業

イ. 第一種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項の規定により都道府県知事が指定した、第一種 感染症指定医療機関に係る次の事業

- (ア) 都道府県が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業
- (イ) 感染症法第60条第2項の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業
- ウ. 第二種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項及び附則第8条第1項の規定により都道府県知事が指定した第二種感染症指定医療機関に係る次の事業(ただし、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。)

- (ア) 都道府県が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業
- (イ) 感染症法第60条第2項の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業
- ④ 新興感染症対応力強化事業(感染対策等に係る研修事業)

令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき都道府県が実施する新興感染症対応力強化事業(感染対策等に係る研修事業)

## (2) 医療施設運営費等補助金(公募)

① #8000情報収集分析事業

別に定める「令和7年度 #8000 情報収集分析事業実施団体公募要領」に 基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う #8000 情報収集分析事業

② 災害医療チーム養成支援事業

別に定める「令和7年度災害医療チーム養成支援事業実施団体公募要領」 に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う災害医療チーム養成支援事業

③ 外傷外科医等養成研修事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外傷外科医等養成研修事業

④ 歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業

平成 29 年 4 月 28 日医政発 0428 第 14 号厚生労働省医政局長通知の別紙 「歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業実施要綱」に基づき厚生労働 大臣が適当と認める者が行う歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業

⑤ 歯科衛生士の人材確保実証事業

令和4年12月14日医政発1214第6号厚生労働省医政局長通知の別添「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う歯科衛生士の人材確保実証事業

⑥ 歯科技工士の人材確保対策事業

令和3年6月15日医政発0615第8号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科技工士の人材確保対策事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認め

る者が行う歯科技工士の人材確保対策事業

## ⑦ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

平成 24 年 4 月 5 日医政発 0405 第 10 号厚生労働省医政局長通知「医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施について」の別紙「医療関係職種実習施設指導者等養成講習会実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

## ⑧ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業

# ア. プログラム責任者講習会事業

平成 28 年 4 月 1 日医政発 0401 第 35 号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修指導医講習会(プログラム責任者講習会)実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行うプログラム責任者講習会事業

## イ. 臨床研修活性化推進特別事業

平成 29 年 6 月 28 日医政発 0628 第 2 号厚生労働省医政局長通知「臨床研修活性化推進特別事業の実施について」の別紙「臨床研修活性化推進特別事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う臨床研修活性化推進特別事業

#### ⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成拠点の形成事業

令和7年4月4日医政発 0404 第8号厚生労働省医政局長通知の別添「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣 が適当と認める者が行う総合的な診療能力を持つ医師養成拠点の形成事業

#### ⑩ 実践的な手術手技向上研修事業

令和7年7月3日医政発0703第10号厚生労働省医政局長通知の別紙「実践的な手術手技向上研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う実践的な手術手技向上研修事業

## ① 子育て世代の医療職支援事業

令和7年7月15日医政発0715第9号厚生労働省医政局長通知の別紙「子育て世代の医療職支援事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う子育て世代の医療職支援事業

#### ⑩ 外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業

「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大 臣が適当と認める者が行う外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推

# 進事業

- ③ 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業 「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき、実施する次 の事業
  - ア. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う次の事業
    - (ア) イ.の事業を実施する団体の選定に関する検討委員会の実施
    - (イ) イ. の事業で取得された好事例や効果測定データ等の収集、分析及び 活用
    - (ウ) 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関(平成31年3月26日医政総発0326第3号、観参発800号厚生労働省医政局総務課長及び観光庁外客受入担当参事官連名通知「「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて(依頼)」に基づき選出された医療機関。以下「拠点的な医療機関」という。)の体制整備を支援するための様々な情報提供や助言
  - イ. 拠点的な医療機関が行う次の事業に対して厚生労働大臣が適当と認める 者が補助する事業
    - (ア) 拠点的な医療機関として医療通訳者を配置する事業
    - (イ) 拠点的な医療機関として外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置する事業
- ④ 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が実施する団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

⑤ WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載 推進事業

令和7年6月10日医政発0610第6号厚生労働省医政局長通知の別添「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が実施するWHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業

⑥ 医療の質向上のための体制整備事業

令和7年3月31日医政発0331第56号厚生労働省医政局長通知の別添「医療の質向上のための体制整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療の質向上のための体制整備事業

## ⑪ 補聴器販売者の技能向上研修等事業

令和7年3月31日医政発0331第66号厚生労働省医政局長通知の別添「補 聴器販売者の技能向上研修等事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当 と認める者が行う補聴器販売者の技能向上研修等事業

## ⑧ 特定機能病院管理者研修事業

別に定める「令和7年度特定機能病院管理者研修事業実施団体公募要領」 に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う特定機能病院管理者研修事業

## ① 看護教員等養成支援事業(通信制教育)

別に定める「看護教員等養成支援事業(通信制教育)実施団体公募要領」 に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護教員等養成支援事業 (通信制教育)

# ② ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業

別に定める「ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業

#### ② 看護職員確保対策特別事業

平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」(以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。)に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護職員確保対策特別事業

#### ② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

ア. 看護師の特定行為に係る指導者等育成事業

別に定める「看護師の特定行為に係る指導者等育成事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師の特定行為に係る指導者等育成事業

イ. 看護師の特定行為に係る指導者リーダー育成事業

別に定める「看護師の特定行為に係る指導者リーダー育成事業実施団体 公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師の特定 行為に係る指導者リーダー育成事業

ウ. 看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業 別に定める「看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業実施団 体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業

## ② 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

# ② 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

# ② 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業

別に定める「看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業実施団体公募 要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師の特定行為に 係る研修機関拡充支援事業

# 26 特定行為研修の組織定着化支援事業

ア. 特定行為研修の組織定着化に係る事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と 認める者が行う特定行為研修の組織定着化に係る事業

イ. 特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業

別に定める「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業

#### ② 看護教員教務主任養成講習会事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く)が行う看護教員教務主任養成講習会事業

# 図 死体検案医を対象とした死体検案相談事業

令和7年3月31日医政発0331第115号厚生労働省医政局長通知の別紙「死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う死体検案医を対象とした死体検案相談事業

# ② 死因究明拠点整備モデル事業

ア. 検案・解剖拠点モデル事業

令和7年3月31日医政発0331第121号厚生労働省医政局長通知の別紙「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」(以下、「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」という。)に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う検案・解剖拠点モデル事業。

イ. 薬毒物検査拠点モデル事業

「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適 当と認める者が行う薬毒物検査拠点モデル事業。

③ 認定エンバーマー養成研修事業

令和7年7月3日医政発 0703 第7号厚生労働省医政局長通知の別紙「認定エンバーマー養成研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う認定エンバーマー養成研修事業

- ① 情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等検証事業 令和7年3月31日医政発0331第117号厚生労働省医政局長通知の別紙 「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等検証事業実施要綱」に基づき、 厚生労働大臣が適当と認める者が行う情報通信機器を利用した死亡診断等 検証事業
- ② 「統合医療」に係る情報発信等推進事業 令和7年4月1日医政発 0401 第6号厚生労働省医政局長通知の別添 「「統合医療」に係る情報発信等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働 大臣が適当と認める者が行う統合医療に係る情報発信等推進事業
- ③ 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業 別に定める「令和7年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業
- ③ クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業別に定める「令和7年度クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)推進支援事業実施主体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施するクリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業
- ◎ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業

令和7年3月12日産情発0312第11号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知「小児医薬品開発ネットワーク支援事業の実施者について」の別添「小児医薬品開発ネットワーク支援事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する小児医薬品開発ネットワーク支援事業

③ 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業

別に定める「医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業

- ③ 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業
  - ア. 医療現場における看護 DX 効果検証事業

別に定める「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療現場における看護 DX 効果検証事業

イ. 看護師等養成所における DX 効果検証事業

別に定める「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師等養成所におけるDX効果検証事業

- 38 地域における特定行為実施体制推進事業
  - ア. 地域支援型の指定研修機関推進事業

別に定める「地域支援型の指定研修機関推進事業実施団体公募要領」 に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う地域支援型の指定研修 機関推進事業

イ. 介護保険施設等の特定行為研修周知事業

別に定める「介護保険施設等の特定行為研修周知事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う介護保険施設等の特定行為研修周知事業

③ 地域医療基盤総合推進調查事業

令和7年3月31日医政発0331第125号厚生労働省医政局長通知の別紙「地域医療基盤総合推進調査事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う地域医療基盤総合推進調査事業

⑩ へき地医療拠点病院運営事業 (モデル事業分)

別に定める「へき地医療拠点病院運営事業(モデル事業分)実施団体公募 要領」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地医療拠点病院運 営事業(モデル事業分)に対して都道府県が補助する事業

④ ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査 支援事業

別に定める「ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル 医療機関調査支援事業実施医療機関公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適 当と認める者が行う ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモ デル医療機関調査支援事業

② 大学における恒久定員内地域枠設置促進事業

別に定める「大学における恒久定員内地域枠設置促進事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う大学における恒久定員内地域枠設置促進事業

④ 中堅期看護職員等の就業継続支援事業

別に定める「中堅期看護職員等の就業継続支援事業実施団体公募要領」に 基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う中堅期看護職員等の就業継続 支援事業

⑭ 地域標準手順書普及等事業

別に定める「地域標準手順書普及等事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う地域標準手順書普及等事業

⑤ 総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業

令和7年5月29日医政発0529第22号厚生労働省医政局長通知の別添「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業

⑥ 医師偏在是正に向けた広域マッチング事業

令和7年4月11日医政発0411第10号厚生労働省医政局長通知の別添「医師偏在是正に向けた広域マッチング事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師偏在是正に向けた広域マッチング事業

⑪ 歯科医療提供体制構築支援事業

「歯科医療提供体制構築推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う歯科医療提供体制構築支援事業

- (3) 医療施設運営費等補助金(名宛て)
  - ① へき地巡回診療車(船)運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地巡回診療車(船)で 実施する社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う巡回診療事業 (ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。)

② 災害医療コーディネーター研修事業(都道府県災害医療コーディネーター研修事業)

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき国立健康危機管理研究機構が行 う災害医療コーディネーター研修事業

③ 専門医に関する情報データベース作成等事業

「専門医認定支援事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本専門医機構 が行う専門医に関する情報データベース作成等事業

- ④ OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業令和2年7月8日医政発0708第1号厚生労働省医政局長通知の別添「OSC E の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う次の事業ア. 認定標準模擬患者・認定評価者養成及び評価体系の現状調査とデータベースの構築等
  - イ. 認定標準模擬患者・認定評価者養成及び評価実施のためのガイドライン等の再検討
  - ウ. 認定標準模擬患者及び認定評価者等の養成
  - エ. 公平・公正な OSCE 実施のための諸条件の検討等
  - オ. 公的化後の OSCE の検証及び検証に必要な調査研究
- ⑤ OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業

令和3年5月17日医政発0517第2号厚生労働省医政局長通知の別添「0S CEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社 団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う歯科医師に係る 0SCE の在 り方・評価者養成に係る調査・実証事業

# ⑥ 共用試験公的化に係る体制整備事業

令和4年3月18日医政発0318第49号厚生労働省医政局長通知の別添「共 用試験公的化に係る体制整備事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系 大学間共用試験実施評価機構が行う次の事業

- ア. 公的化共用試験運営ワークフローの確認・整備等
- イ. 試験実施本部体制および機能の充実と機構派遣監督者の認定制度構築等
  - (ア) 共用試験の追再試験の実施
  - (イ) 合理的配慮支援、異議申立て、試験実施の不正行為等を含む逸脱案件等に対応する試験実施本部体制及び機能の充実
  - (ウ) 厚生労働省への報告体制の整備
  - (エ)機構派遣監督者の認定制度及び申請システムの検討
- ウ. 各大学実施担当教職員向け講習会の実施等

## ⑦ 死体検案講習会事業

平成 26 年 3 月 26 日医政発 0326 第 12 号厚生労働省医政局長通知「死体検 案講習会事業の実施について」の別紙「死体検案講習会事業実施要綱」に基 づき、公益社団法人日本医師会が行う死体検案講習会事業

#### ⑧ 女性医師支援センター事業

令和7年6月3日医政発 0603 第4号厚生労働省医政局長通知の別紙「女性医師等勤務環境整備事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う女性医師支援センター事業

#### ⑤ 医療機関勤務環境評価センター運営事業

令和4年4月1日医政発0401第26号厚生労働省医政局長通知の別添「医療機関勤務環境評価センター運営事業実施要綱」(以下、「医療機関勤務環境評価センター運営事業実施要綱」という。)に基づき、公益社団法人日本医師会が行う医療機関勤務環境評価センター運営事業

## ⑩ プログラム責任者養成講習会事業

平成 16 年 10 月 18 日医政発第 1018006 号厚生労働省医政局長通知「プログラム責任者養成講習会の実施について」の別紙「プログラム責任者養成講習会実施要綱」に基づき、臨床研修協議会が行うプログラム責任者養成講習会事業

#### 印 中央ナースセンター事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、公益社団法人日本看護協会が行う中央ナースセンター事業

## (12) 外国人看護師受入支援事業

令和2年6月22日医政発0622第4号厚生労働省医政局長通知の別添「外国人看護師受入支援事業実施要綱」に基づき、公益社団法人国際厚生事業団が行う外国人看護師受入支援事業

## ③ 医療技術等国際展開推進事業

令和4年3月22日医政発0322第36号厚生労働省医政局長通知「医療技術等国際展開推進事業の実施について」の別添「医療技術等国際展開推進事業実施要綱」に基づき、国立健康危機管理研究機構が行う医療技術等国際展開推進事業

## ⑭ 歯科医療関係者感染症予防講習会

令和5年3月28日医政発0328第13号厚生労働省医政局長通知「歯科関係者講習会実施要綱」(以下、「歯科関係者講習会実施要綱」という。)に基づき、公益社団法人日本歯科医師会が行う歯科医療関係者感染症予防講習会

#### ⑤ 災害歯科保健医療チーム養成支援事業

「歯科関係者講習会実施要綱」に基づき、公益社団法人日本歯科医師会が 行う災害歯科保健医療チーム養成支援事業

#### ⑯ 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業

令和2年4月1日医政発0401第35号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業

## ① 死亡時画像読影技術等向上研修事業

平成 29 年 4 月 10 日医政発 0410 第 22 号厚生労働省医政局長通知の別紙「死亡時画像読影技術等向上研修事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う死亡時画像読影技術等向上研修事業

# ⑱ 医療安全支援センター総合支援事業

平成30年3月30日医政発0330第28号厚生労働省医政局長通知の別添「医療安全支援センター総合支援事業実施要綱」に基づき、一般社団法人医

療の質・安全学会が行う医療安全支援センター総合支援事業

## ⑩ 医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業

平成 30 年 3 月 30 日医政発 0330 第 29 号厚生労働省医政局長通知の別添「医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業

# ② 医療安全推進事業

#### ア. 医療事故情報収集等事業

平成 16 年 5 月 25 日医政発 0525008 号厚生労働省医政局長通知「医療事故情報収集等事業の実施について」の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業

## イ. 産科医療補償制度運営事業

平成 20 年 5 月 15 日医政発第 0515013 号厚生労働省医政局長通知「産科 医療補償制度運営事業の実施について」の別紙「産科医療補償制度運営事 業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う産科医 療補償制度運営事業

## ウ. 医療事故調査・支援センター運営事業

平成 27 年 8 月 20 日医政発 0820 第 1 号厚生労働省医政局長通知「医療事故調査・支援センター運営事業の実施について」の別添「医療事故調査・支援センター運営事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本医療安全調査機構が行う医療事故調査・支援センター運営事業

# ② 臨床研究総合促進事業

- ア. 令和7年4月1日産情発 0401 第 45 号厚生労働省大臣官房医薬産業振興 ・医療情報審議官通知の別添「臨床研究総合促進事業実施要綱」(以下、 「臨床研究総合促進事業実施要綱」という。)に基づき、臨床研究中核病 院が行う臨床研究・治験従事者等に対する研修プログラム
- イ. 「臨床研究総合促進事業実施要綱」に基づき、臨床研究中核病院が行う 臨床研究審査委員会質向上プログラム

## ② 共用試験公的化に係る体制整備事業(歯科)

令和6年4月4日医政発第0404第2号厚生労働省医政局長通知の別添「共用試験公的化に係る体制整備事業(歯科)実施要綱」に基づき、本事業の実施主体は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う共用試験公的化に係る体制整備事業(歯科)

## ② 小児医薬品開発支援体制強化事業

令和7年4月1日産情発0401第49号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・ 医療情報審議官通知の別添「小児医薬品開発支援体制強化事業実施要綱」に 基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが行う小児医薬品開発 支援体制強化事業

## ② 生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業

令和7年2月6日医政発第0206 第5号厚生労働省医政局長通知の別添「生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本医療安全調査機構が行う生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業

## ② 新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業

令和7年4月1日産情発 0401 第 46 号~第 48 号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知の別添「新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業実施要綱」に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立健康危機管理研究機構が行う新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業

#### ② 国際共同治験ワンストップ相談窓口事業

令和7年5月1日産情発 0501 第 13 号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・ 医療情報審議官通知の別添「国際共同治験ワンストップ相談窓口事業実施 要綱」に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターが行う国際共同 治験ワンストップ相談窓口事業

# ② 外国人看護師候補者学習支援事業

令和2年6月22日医政発0622第5号厚生労働省医政局長通知の別添「外国人看護師候補者学習支援事業実施要綱」に基づき、公益社団法人国際厚生事業団が行う外国人看護師候補者学習支援事業

# ◎ 生成 AI を用いた医療安全に係る院内研修ツールの開発事業

令和7年3月28日医政発0328第19号厚生労働省医政局長通知の別添「生成 AI を用いた医療安全に係る院内研修ツールの開発事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う生成 AI を用いた医療安全に係る院内研修ツールの開発事業

# (4) 中毒情報基盤整備事業費補助金

中毒情報センター情報基盤整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本中毒情報センターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業

(交付額の算定方法)

- 4. この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)
- (1) 医療施設運営費等補助金(都道府県)
- ①へき地保健医療対策事業の交付額は、次のアからケにより算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

#### ア へき地医療支援機構運営事業

- (ア)次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金 その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じ て得た額を交付額とする。

	I	
1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
担当官経費	1か所当たり次のいずれ	無医地区等への巡回診療、へき地診療
	かにより算出された額	所、過疎地域等特定診療所(以下「へ
		き地診療所等」という。)及び医師配
	(1) へき地保健医療	置標準の特例措置の許可を受けた病院
	対策等実施要綱の1	(以下「特例措置許可病院」という。
	(3)アの (ア)	)への医師派遣等の医療活動の調整等
	12,548,000円	を行う担当官に必要な次に掲げる経費
	なお、事業期間が1年	職員基本給
	に満たない場合は、基準	職員諸手当
	額×事業月数/12とする	非常勤職員手当
	0	諸謝金
		社会保険料
	(2)へき地保健医療対	委託費
	策等実施要綱の1	
	(3)アの (イ)	
	へき地医療支援機構活動	
	年間延日数(12月×1月	
	当たり活動日数×1日当	
	たり勤務時間/8時間)	
	が	
	ア 54日以上	

<u></u>	1	
	3,849,000円	
	イ 36日以上	
	54日未満	
	2,566,000円	
	ウ 36日未満	
	1,283,000円	
	(3)へき地保健医療対	
	策等実施要綱の1(3)	
	アの(ウ)	
	4, 276, 000円	
	なお、事業期間が1年	
	に満たない場合は、基準	
	額×事業月数/12 とす	
	る。	
代診等担当	次により算出された額	へき地診療所等及び特例措置許可病
医師・看護師	医師 へき地医療支援機	院への代診等を行うへき地医療支援機
等経費	構勤務年間延日数	構勤務医師・看護師等に必要な次に掲
	×71,000円	げる経費
	看護師等 へき地医療支	職員基本給
	援機構勤務年間延日数	職員諸手当
	×25,000円	非常勤職員手当
	ただし、勤務時間が8	諸謝金
	時間に満たない場合は、	報償費
	上記金額に勤務時間/8	社会保険料
	を乗じて得た額とする。	委託費
運営経費	1か所当たり次のいずれ	へき地医療支援機構の運営に必要な
	かにより算出された額	次に掲げる経費
		職員諸手当(非常勤)
	(1)へき地保健医療対策	非常勤職員手当
	等実施要綱の1	報償費
	(3)アの (ア)	旅費
	6,801,000円	消耗品費
	なお、事業期間が1年	印刷製本費
	に満たない場合は、基準	通信運搬費
	額×事業月数/12とする	借料及び損料
-	•	•

		会議費
	°  (2)へき地保健医療対策	社会保険料(非常勤)
	等実施要綱の1	委託費
	(3)アの(イ)	るに見る。 都道府県がへき地医療支援機構の業
	6,050,000円	務を暫定的に行う場合にあっては次に
	なお、事業期間が 1	掲げる経費
	年に満たない場合は、	報償費
	基準額×事業月数/	旅費
	2とする。	消耗品費
	12 6 9 0 0	印刷製本費
		通信運搬費
		会議費
協議会経費	年額 511,000円	へき地保健医療対策に関する協議会
	1 THR 011, 000   1	の運営に必要な次に掲げる経費
		職員諸手当(非常勤)
		非常勤職員手当
		諸謝金 (協議会出席謝金)
		旅費(協議会出席旅費、連絡旅費)
		社会保険料(非常勤)
		雜役務費
事業協力経費	事業協力病院1か所当た	事業協力病院に対し支払う次に掲げ
	り次により算出された額	る経費
	の合算額	報償費
	へき地診療所等及び特	委託費
	例措置許可病院1か所ご	負担金、補助及び交付金
	とに派遣した期間が	
	1. 年間9月以上	
	588,000円	
	2. 年間6月以上9月	
	未満 392,000円	
	3. 年間3月以上6月	
	未満 196,000円	
代替医師	次により算出された額	事業協力病院での代替医師の雇上げ
雇上経費	代替医師雇上日数	に必要な次に掲げる経費
	×日額 27,000円	職員諸手当(非常勤)
	ただし、雇上時間が8	非常勤職員手当

	時間に満たない場合は、	報償費
	上記金額に雇上時間/8	社会保険料 (非常勤)
	を乗じて得た額とする。	委託費
		負担金、補助及び交付金
振興経費	1県当たり年額	へき地に勤務しようとする医師等の
	・直接運営の場合	就職の紹介等事業に必要な次に掲げる
	2,670,000円	経費
	・委託運営の場合	職員諸手当(非常勤)
	2,884,000円	非常勤職員手当
		旅費
		消耗品費
		印刷製本費
		会議費
		社会保険料 (非常勤)
		雑役務費
		委託費
ドクタープー	登録医師一人あたり	専任担当官の指示で代診業務及び専
ル関係経費	月額 109,000円	任担当官の補助を実施する医師を事前
		に確保する事業に必要な次に掲げる経費
		諸謝金
キャリア形成	年額 10,893,000円	へき地診療所で勤務した医師を、本
育成支援経費		人の希望等に基づき大学や総合病院等
		に派遣する事業に必要な経費
		職員基本給
		職員諸手当
		社会保険料

# イ へき地医療拠点病院運営事業

# (ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額 及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2 分の1を乗じて得た額を交付額とする。

#### (イ) 都道府県が補助する事業

a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を

選定する。

b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額 及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比 較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
医療活動	1か所当たり次により算出され	無医地区等への巡回診療、へ
費	た額の合算額	き地診療所等及び特例措置許可
		病院への医師派遣等の医療活動
	へき地医療活動経費	等に必要な次に掲げる経費
		職員基本給
	(1)巡回診療等従事者経費	職員諸手当
	医師 61,000円×延日数	非常勤職員手当
	その他 25,000円×延日数	報償費
	厚生労働大臣が必要と認めた場	諸謝金
	合、1日あたり3,000円を加算	旅費(研究費に計上したもの
		を除く。)
	(2)巡回診療等自動車経費	備品費(単価50万円未満の備
	3,700円×延回数	品に限る。ただし、医療費
		及び情報通信機器等経費に
	(3)代診医等派遣経費	計上したものを除く。)
	医師 61,000円×延日数	消耗品費(情報通信機器等経
	その他 25,000円×延日数	費に計上したものを除く。)
	厚生労働大臣が必要と認めた場	材料費
	合、1日あたり3,000円を加算	印刷製本費
		通信運搬費
		光熱水料
		借料及び損料(情報通信機器
		等経費に計上したものを除
		<。)
		社会保険料
		雑役務費 (情報通信機器等経
		費に計上したものを除く。
		)
		燃料費
		委託費

		公課費
研究費	1か所当たり次に定める額	学会出席に必要な次に掲げる
	(1) 医療活動年間延日数	経費
	150日以上	旅費 (学会出席旅費)
	414,000円	
	(2) 医療活動年間延日数	
	75日以上150日未満	
	310,000円	
	(3) 医療活動年間延日数	
	50日以上75日未満	
	207,000円	
研修費	1回当たり 56,000円	へき地診療所医師及び地域開
		業医師を対象とする研修、症例
		検討会等を実施する場合に必要
		な次に掲げる経費
		諸謝金
		旅費
		消耗品費
		印刷製本費
医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費
		備品費(単価50万円未満の医
		療用に限る。)
		材料費(医薬品費、診療材料
		費)
		雑役務費(医療機器修繕料)
情報通信	1か所当たり次により算出され	情報通信機器等の導入及び維
機器等経	た額	持運営に必要な次に掲げる経費
費	情報通信機器等	報償費(へき地医療拠点病院
	ア. へき地医療拠点病院診療支	診療支援システムに係る経
	援システム	費に限る。)
	(912,810円 + 76,420円)	備品費(単価50万円未満に限
	×稼動月数	3。)
	イ. へき地・離島診療支援システ	消耗品費
	A	通信運搬費
	(456, 400円 + 38, 210円	借料及び損料
	×導入へき地診療所数)	雑役務費(修繕料等)

	×稼動月数		委託費(上記に掲げる経費に
			該当するもの。ただし、へ
			き地医療拠点病院診療支援
			システムに係る経費に限る。
総合的な	1か所当たり	2,253,000円	総合的な診療能力を有する医
診療能力			師を養成する事業に必要な次に
を有する			掲げる経費(指導を受ける医師
医師育成			に係る人件費・旅費を除く)
関係経費			職員基本給
			職員諸手当
			非常勤職員手当
			報償費
			旅費
			消耗品費
			印刷製本費
			会議費
			通信運搬費
			社会保険料

#### ウ へき地診療所運営事業

# (ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄 に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に3分の2(沖縄県にあっては4分の3)を乗 じて得た額を交付額とする。
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同 組合連合及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対し都道府県 が補助する事業
  - a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - b aにより種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した 額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に3分の2(沖縄県にあっては4分の3)を乗 じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計

額を交付額とする。

- (ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対し都道府県が補助する 事業
  - a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - b aにより種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した 額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に3分の2(沖縄県にあっては4分の3)を乗 じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付 額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
事務費	1か所当たり次により算出され	へき地診療所の運営に必要な
	た額	次に掲げる経費
	(1) ア. 診療日数1~129日	職員基本給
	6,200,000円+(71,000円	職員諸手当
	×実診療日数)	非常勤職員手当
	イ. 診療日数130~259日	報償費
	6,200,000円+(77,000円	旅費(研究費に計上したもの
	×実診療日数)	を除く。)
	ウ. 診療日数260日以上	備品費(単価50万円未満に限
	6,200,000円+(87,000円	る。ただし、医療費及び情報
	×実診療日数)	通信機器等経費に計上した
		ものを除く。)
	(2) 訪問看護による加算額	消耗品費(情報通信機器等経
	25,000円×訪問看護日数	費に計上したものを除く。)
		材料費
		印刷製本費
		通信運搬費
		光熱水料
		借料及び損料(情報通信機器
		等経費に計上したものを除
		< 。 )
		社会保険料
		雑役務費(情報通信機器等経

		費に計上したものを除く。
		)
		委託費
研究費	1か所当たり	医学研究及び学会出席に必要
	(1)診療日数 1~129日	な次に掲げる経費
	65,000円	旅費(研究旅費、学会出席旅
	(2)診療日数 130~259日	費及び調査研究旅費)
	130,000円	備品費(医学用図書雑誌、単
	(3)診療日数 260日以上	価50万円未満の研究用備品
	195,000円	に限る。)
		材料費 (医学研究用材料)
医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費
		備品費(単価50万円未満の医
		療用に限る。)
		材料費(医薬品費、診療材料
		費)
		雑役務費 (医療機器修繕料)
		委託費(診療のための検査委
		託料)
情報通信	1か所当たり次により算出され	情報通信機器等の導入及び維
機器等経	た額	持運営に必要な次に掲げる経費
費	(1) ファクシミリ	備品費(単価50万円未満の庁
	37,290円×稼動月数	用器具に限る。)
	ただし、導入初年度にあって	消耗品費
	は45,450円を加算する。	通信運搬費
	(2)情報通信機器等	借料及び損料
	297, 430円×稼動月数	雑役務費 (修繕料等)

# エ へき地巡回診療車(船)運営事業

# (ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額 とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同 組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道

# 府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (ウ) 病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業
  - a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額		2. 対象経費
巡回診療実施日数×次に定める単価		へき地巡回診療車(船)又は歯科
		巡回診療車の運営に必要な次に掲
区 分	単 価(円)	げる経費
巡回診療車	58,000	職員基本給
歯科巡回診療車	63,000	職員諸手当
巡回診療船	厚生労働大臣に	非常勤職員手当
	協議して定めた額	報償費
		旅費
		消耗品費
		材料費(医薬品費、診療材料費)
		印刷製本費
		社会保険料
		雜役務費 (修繕料等)
		燃料費
		委託費

#### 才 巡回診療航空機運営事業

#### (ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額 とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診

療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方 の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同 組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府 県が補助する事業
  - a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額 とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - c bにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。(ただし、不測の事態により都道府県の予算計上額が不足するなどやむを得ないと厚生労働大臣が認める場合はbにより選定された額に2分の1を乗じた額と、都道府県が補助した額(bにより選定された額の2分の2から2分の1の範囲内とする)とを比較して少ない方の額を交付額とする。)
- (ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業
  - a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - c bにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。(ただし、不測の事態により都道府県の予算計上額が不足するなどやむを得ないと厚生労働大臣が認める場合はbにより選定された額に2分の1を乗じた額と、都道府県が補助した額(bにより選定された額の2分の2から2分の1の範囲内とする)とを比較して少ない方の額を交付額とする。)

1. 基準額	2. 対象経費
1事業当たり次により算出された額	巡回診療航空機の運営に必要な
	次に掲げる経費
巡回診療実施回数×1,210,000円	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	報償費

旅費 借料及び損料 消耗品費 材料費(医薬品費、診療材料費) 社会保険料 雑役務費(修繕料等) 燃料費 委託費

## 力 離島歯科診療班派遣事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基	 準額	2. 対象経費
診療班1班当たり次に気	ぎめる単価	離島への歯科診療班の派遣に必
(1)遠隔型離島	789,000円	要な次に掲げる経費
(2)近接型離島	141,000円	職員基本給
		職員諸手当
ただし、派遣日数は次の	)とおりとする。	非常勤職員手当
(1) 遠隔型	8日間以上	報償費
(2)近接型	2日間以上	旅費
		消耗品費
		材料費(医薬品費、診療材料費)
		印刷製本費
		社会保険料
		雑役務費 (修繕料)
		燃料費
		委託費

# キ へき地保健指導所運営事業

- (ア) 都道府県が行う事業
  - a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - b a により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その

他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて 得た額を交付額とする。

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
給与費	次により算出された額の合算額	へき地保健指導所に駐在する
	(1)職員基本給等	保健師に支給するために必要な
	1か所当たり 4,641,000円	次に掲げる経費
	ただし、新設のへき地保健指	職員基本給
	導所にあっては、上記金額に	職員諸手当
	稼動月数/12を乗じて得た額	非常勤職員手当(育児休業代
	とする。	替保健師の雇上げに要する
	(2) 寒冷地手当	場合に限る。)
	へき地保健指導所に駐在する	社会保険料
	保健師が、国家公務員の寒冷	
	地手当に関する法律(昭和24	
	年法律第200号)第1条に定め	
	る基準日において、同条第一	
	号に規定する地域に在勤する	
	場合に、同法第2条に規定す	
	る計算方法を準用して算出し	
	た額	
	ただし、同条第4項に定める	
	場合の基準額については、1	
	人当たり同条第1項の表にお	
	ける世帯等の区分のその他の	
	職員に対応する額とする。	
保健指導	1か所当たり 342,000円	保健指導所の運営及び保健指
事業費		導に必要な次に掲げる経費

ただし、新設のへき地保健指 旅費 導所にあっては、上記金額に 消耗品費(情報通信機器経費 稼動月数/12を乗じて得た額 に計上したものを除く。) とする。 印刷製本費 光熱水料 雑役務費(情報通信機器経費 に計上したものを除く。) 燃料費 1か所当たり次により算出され 情報通信機| 情報通信機器の維持運営に必 器経費 た額 要な次に掲げる経費 8,700円+2,390円×稼動月数 備品費(単価50万円未満の情 ただし、導入初年度にあって 報通信機器用に限る。) は、40,000円を加算する。 消耗品費 通信運搬費 雜役務費 (修繕料)

- ク へき地患者輸送車(艇)、メディカルジェット(へき地患者輸送航空機) 運行支援事業
  - (ア) 都道府県が行う事業
    - a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - b aにより選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1 を乗じて得た額を交付額とする。
  - (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同 組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道 府県が補助する事業
    - a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額 とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
    - b aにより選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
  - (ウ) 病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業
    - a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
      - b aにより選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から

寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1事業当たり次により算出さ	へき地患者輸送車(艇)、メディカルジ
れた額	ェット(へき地患者輸送航空機)の運行に
	必要な次に掲げる経費
(1) 患者輸送車	職員基本給
1か所当たり	職員諸手当
765,000円	非常勤職員手当
(2)患者輸送艇	報償費
1か所当たり	旅費
1,289,000円	消耗品費
(3) 患者輸送航空機	借料及び損料
1回当たり	社会保険料
3,092,000円	雜役務費 (修繕料)
	燃料費
ただし、実施都道府県内	委託費
において機体の確保が困	
難であると厚生労働大臣	
が認める場合は飛行時間	
1時間あたり812,000円を	
限度として厚生労働大臣	
の認めた額を加算する。	

### ケ へき地診療所医師派遣強化事業

### (ア) 都道府県が行う事業

- a 第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較 して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

- a 第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方

の額に2分の1を乗じて得た額を選定する。

c bにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

	1. 基準額	2. 対象経費
1か所当	たり次により算出された額	へき地診療所医師派遣強化事業に必要な
		次に掲げる経費
医師	61,000円×延日数	職員基本給
その他	25,000円×延日数	職員諸手当
		旅費
		社会保険料

②救急医療体制強化事業の交付額は、次のアからウにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア メディカルコントロール体制強化事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所あたり	メディカルコントロール体制強化事
43,918千円	業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	報償費
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料

会議費 損害保険料 社会保険料 雑役務費(広報経費) 研修費 委託費

## イ 搬送困難事例受入医療機関支援事業

### (ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄 に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療報酬及 び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分 の1を乗じて得た額を交付額とする。

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療報酬及 び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分 の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額 を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
必ず救急患者を	1 医療機関あたり、	職員基本給
受け入れる受入	76, 285千円	職員諸手当
医療機関		非常勤職員手当
	※対象となる医療機関について	諸謝金
	、都道府県が実施する事業、都	報償費
	道府県が補助する事業で混在す	旅費
	る場合は、	備品費 (医療機器等)
	・都道府県が実施する事業	消耗品費
	上記基準額×都道府県が行う	通信運搬費
	事業の対象となる医療機関数	光熱水料
	<b>/全対象医療機関数</b>	借料及び損料
	・都道府県が補助する事業	社会保険料
	上記基準額×都道府県が補助	雑役務費

する事業の対象となる医療機 自動車維持費 関数/全対象医療機関数 燃料費 でそれぞれ算出 空床確保経費(1日 当たり入院患者収益 ×事業日数×空床数) 一時的であって 1医療機関あたり、 職員基本給 も救急患者を受 職員諸手当 12,621千円 け入れる受入医 非常勤職員手当 療機関 ※対象となる医療機関について、 諸謝金 都道府県が実施する事業、都道 報償費 府県が補助する事業で混在する 旅費 場合は、 備品費 (医療機器等) ・都道府県が実施する事業 消耗品費 上記基準額×都道府県が行う 通信運搬費 事業の対象となる医療機関数 光熱水料 /全対象医療機関数 借料及び損料 ・都道府県が補助する事業 社会保険料 上記基準額×都道府県が補助 雑役務費 する事業の対象となる医療機 自動車維持費 関数/全対象医療機関数 燃料費 でそれぞれ算出

### ウ 遠隔 ICU 体制整備促進事業

#### (ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額 を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交 付額とする。

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額 を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都 道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり次により算出された	職員基本給
額の合算額	職員諸手当
	通信運搬費
(1)支援側医療機関	雑役務費
19,000 千円+34,633 千円	社会保険料
×1日あたり平均運用時間	委託費(システム運用費、システム保
/24 時間	守経費)
(2) 依頼側医療機関	※依頼側医療機関の対象経費は、以下の
3,000 千円	経費に限るものとする。
	通信運搬費
※なお、事業期間が1年に満たな	雑役務費
い場合は、基準額×事業月数/12	委託費(システム保守経費)
とする。	
※ただし、特定集中治療室遠隔支	
援加算を算定する医療機関は	
(2) 依頼側医療機関の対象外と	
する。	

③災害医療対策事業の交付額は次のアからカにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

## ア 医療施設耐震化促進事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
5,600千円	医療施設の耐震診断に必要な請負費

## イ 防災訓練等参加支援事業

(ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

### (イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を 交付額とする。

1. 基準額	2.対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	国の主催する総合防災訓練に参加するた
	めに必要な次に掲げる経費
	旅費
	通信運搬費
	借料及び損料
	燃料費

#### ウ DMAT等活動支援事業

### (ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額 とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	被災地に出動したDMAT等の活動に
	必要な次に掲げる経費

旅費 消耗品費 材料費(医薬品費、診療材料費) 通信運搬費 借料及び損料 燃料費 食糧費 保険料

## 工 DMAT訓練事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
625千円	DMAT訓練事業に必要な次に掲げる
	経費
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料 (会場借料等)

## オ DPAT養成支援事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認める額	職員諸手当(非常勤)
	非常勤職員手当
	諸謝金

旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料 雑役務費 備品費(単価 50 万円未満の備品に限る。) 保険料(損害保険料等) 社会保険料(非常勤) 委託費

カ 災害医療コーディネーター研修事業(地域災害医療コーディネーター研修 事業)

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額 とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
797千円	地域災害医療コーディネーター研修
	事業の実施に必要な次に掲げる経費
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	委託費(上記に掲げる経費に該当す
	るもの。)

④産科医療機関確保事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

#### ア 都道府県が行う事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を

乗じて得た額を交付額とする。

- イ 都道府県が補助する事業
  - (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア)により選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準	額	2. 対象経費
1か所当たり		産科医療機関確保事業に必要な次に
(1)分娩取扱期間	年間9月以上	掲げる経費
	22,810千円	職員基本給
(2) 分娩取扱期間	年間6月以上	職員諸手当
9月未満		諸謝金
	15,207千円	社会保険料
(3)分娩取扱期間	年間6月未満	
	7,603千円	
(注) 交付額は、調整	の上決定するこ	
ともあり得ること。		

⑤ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業は、 次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,0 00 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

#### ア 都道府県が行う事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所あたり	ICTを活用した産科医師不足地域に対す
(1) 支援側医療機関	る妊産婦モニタリング支援事業に必要な次に
22,359千円	掲げる経費
(2) 依賴側医療機関	職員基本給
1,436千円	職員諸手当
※なお、事業期間が1年に満たな	非常勤職員手当
い場合は、基準額×事業月数/12	社会保険料
とする。	雑役務費
	委託費(システム運用経費、システム保守
	経費)
	※依頼側医療機関の対象経費は、以下の経
	費に限るものとする。
	雑役務費、委託費(システム運用経費、シ
	ステム保守経費)

⑥8020運動・口腔保健推進事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

## ア 8020運動推進特別事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
2,749 千円	8020運動推進特別事業に必要な次
	に掲げる経費
	職員諸手当(非常勤)
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費

通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料(非常勤) 雑役務費 委託費(データの集計業務及び上記に 該当するもの(備品費を除く。))

## イ 都道府県等口腔保健推進事業

- (ア) 口腔保健支援センター設置推進事業
  - a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額 とを比較して少ない方の額を選定する。
  - b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
4,118 千円	口腔保健支援センターの運営に必要な
	次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	会議費
	社会保険料

### (イ) 歯科疾患予防等事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
(都道府県、保健所設置市、特別	歯科疾患予防事業に必要な次に掲げる

	/
区の場合)	<b>経費</b>
1,784 千円	諸謝金
	旅費
(市町村(保健所設置市を除く)	消耗品費
の場合)	印刷製本費
1,212 千円	通信運搬費
	会議費
	借料及び損料
	委託費(上記に掲げる経費に該当する
	もの。)
(都道府県、保健所設置市、特別	歯科健診(検診)事業に必要な次に掲
区の場合)	げる経費
3, 491 千円	諸謝金
	旅費
(市町村(保健所設置市を除く)	消耗品費
の場合)	印刷製本費
2,124 千円	通信運搬費
	会議費
	借料及び損料
	雑役務費
	委託費(上記に掲げる経費に該当する
	もの。)
500 千円	食育推進等口腔機能維持向上事業に必
	要な次に掲げる経費
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	会議費
	借料及び損料
	委託費(上記に掲げる経費に該当する
	もの。)
(都道府県、保健所設置市、特別	歯科健診(検診)・クリーニング事業
区の場合)	に必要な次に掲げる経費

4,612 千円	諸謝金
	旅費
(市町村(保健所設置市を除く)	消耗品費
の場合)	印刷製本費
2,684 千円	通信運搬費
	会議費
	借料及び損料
	委託費(上記に掲げる経費に該当する
	もの。)

- (ウ) 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業
  - a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
(都道府県、保健所設置市、特別	歯科保健医療推進事業に必要な次に掲
区の場合)	げる経費
2,002 千円	諸謝金
	旅費
(市町村(保健所設置市を除く)	消耗品費
の場合)	印刷製本費
1,070 千円	通信運搬費
	会議費
	借料及び損料
	委託費(上記に掲げる経費に該当する
	もの。)
775 千円	歯科医療技術者養成・口腔機能管理等
	研修事業に必要な次に掲げる経費
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	会議費

委託費(上記に掲げる経費に該当する もの。)

# (工) 歯科口腔保健調査研究事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
598 千円	歯科口腔保健調査研究事業に必要な次
	に掲げる経費
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	会議費
	借料及び損料
	委託費(上記に掲げる経費に該当する
	もの。)

### (才) 多職種連携等調査研究事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
623 千円	多職種連携等調査研究事業に必要な次
	に掲げる経費
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費

会議費
借料及び損料
委託費(上記に掲げる経費に該当する
もの。)

- ⑦歯科医療提供体制構築推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1. 盔牛領	2. 对象性質
6,938千円	歯科医療提供体制構築推進事業に必要
	な次に掲げる経費
	職員諸手当(非常勤)
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	借料及び損料
	会議費
	通信運搬費
	雑役務費
	社会保険料 (非常勤)
	委託費(上記に掲げる経費に該当する
	もの(備品費を除く。)。)

- ⑧専門医認定支援事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア 研修医療機関に対する指導医の派遣等
    - (ア) 都道府県が行う事業

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

- a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b a により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に2分の1を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(bにより選定された額の2分の2から2分の1の範囲内とする。)とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
交付要綱3の(1)⑧ア. (ア)	専門研修プログラムの策定に必要な次に
及び(イ)に定める事業	掲げる経費
1プログラム当たり 1,814 千円	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	社会保険料
	委託費(上記に掲げる経費に該当するも
	の。)
交付要綱3の(1)⑧ア. (ウ)~	指導医の派遣等(代替医師雇上及び出張指
(カ) に定める事業	導)に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
1か所あたり 3,200千円	職員諸手当
	非常勤職員手当
(産科・小児科の場合)	諸謝金
1か所あたり 4,600千円	旅費
	社会保険料
なお、事業期間が1年に満たない場	
合は、基準額×事業月数/12とす	
る。	

交付要綱3の(1) ⑧ア. (キ)及 び(ク)に定める事業 要な次に掲げる経費 1か所あたり(往復分) 322千円 旅費

- イ 新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業
  - (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

/ 0	
1. 基準額	2. 対象経費
交付要綱3の(1)⑧イ.に定め	新専門医制度の仕組みに係る地域医療対
る事業	策協議会事業に必要な次に掲げる経費
1都道府県当たり 213千円	諸謝金
	旅費
	会議費
	借料及び損料
	雑役務費
	委託費(上記に掲げる経費に該当するもの。)

- ⑨地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - (ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
協議会経費	938 千円	地域における外国人患者受入れ体制
		整備等を協議する場の設置・運営事業
		に必要な次に掲げる経費
		諸謝金
		旅費
		消耗品費

		印刷製本費 通信運搬費 会議費 借料及び損料
調査及び周知・広報である経費	1,210 千円	地域における外国人患者受入れ体制整備等の協議に必要な調査及び周知・ 広報に必要な次に掲げる経費 職員基本給職員諸手当 非常勤職 請費 計利製本費 可能運搬費 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個

- ⑩医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業の交付額 は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が 生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が	医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓
必要と認めた額	口設置・運営事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当

消耗品費 備品費(図書) 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費(上記に掲げる経費に該当するもの。)

①認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業の交付額は次により 算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合 には、これを切捨てるものとする。

### ア 都道府県が行う事業

- (ア)次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄 に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

- (ア)次の表の第1欄定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に 定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
研修受講経費	認定を受けた医師1人当たり	認定制度を活用した医師少
	次により算出された額	数区域等における勤務の推進
	(1) 研修受講料	事業に必要な次に掲げる経費
	10,000円×勤務月数	旅費
	(2) 旅費	雑役務費 (研修受講料)
	県内 2,000円×勤務月数	
	県外12,000円×勤務月数	
専門書購入経費	認定を受けた医師1人当たり	認定制度を活用した医師少
	54,000円	数区域等における勤務の推進
		事業に必要な次に掲げる経費
		備品費 (図書)

他病院勤務経費	認定を受けた医師1人当たり	認定制度を活用した医師少
	県内 4,000円×勤務月数	数区域等における勤務の推進
	県外24,000円×勤務月数	事業に必要な次に掲げる経費
		旅費

②異状死死因究明支援事業の交付額は次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

#### ア 都道府県が行う事業

- (ア)次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に 定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金 その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じ て得た額を交付額とする。

- (ア)次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に 定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金 その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じ て得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とす る。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
行政解剖又は死亡	1か所あたり次の(1)	行政解剖又は死亡時画像診断等
時画像診断等の検	(2) により算出された	の検査の実施に必要な次に掲げる
査の実施に要する	額の合計額	経費
経費	※ただし、1か所当たり	職員諸手当(非常勤)
	60,000 千円を上限とす	非常勤職員手当
	3	諸謝金
		旅費
	   (1)事務局経費	備品費
	2,148 千円	消耗品費
		印刷製本費
	(2)行政解剖又は死亡	通信運搬費
	時画像診断等の検査実	会議費
	施経費	社会保険料 (非常勤)
	ア. 行政解剖	

	200,000 円×実施件数	雑役務費(解剖経費、死亡時画
	イ. 死亡時画像診断	像診断等の検査経費)
	54,000 円×実施件数	委託費(上記に掲げる経費に該
	ウ. PCR 検査費用	当するもの)
	10,000 円×実施件数	
	工. 薬毒物検査	
	80,000 円×実施件数	
協議会経費	1か所あたり次の(1)	死因究明に関する協議会の実施
	(2) により算出され	に必要な次に掲げる経費
	た額の合計額	諸謝金
		旅費
	※ただし、1か所あたり	消耗品費
	1,875 千円を上限額と	印刷製本費
	する。	通信運搬費
		借料及び損料
	(1)協議会	会議費
	340 千円×開催回数	雑役務費
		委託費(上記に掲げる経費に該
	(2) 協議会の下で開催	当するもの)
	する研修	
	428 千円×開催回数	

③感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次のアからウにより算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

## ア 特定感染症指定医療機関運営事業

- (ア). 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その 他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とす る。

1. 基準額	2. 対象経費
次により算出された額を限度とし	特定感染症指定医療機関の運営に必要

て厚生労働大臣の認めた額とする。

1床当たり 年額7,950千円

ただし、希少感染症治療薬、保管機材等購入費として49,947千円を加算する。

な次に掲げる経費

備品費(単価50万円(民間団体にあっては30万円)未満に限る。)

消耗品費

材料費

印刷製本費

通信運搬費

光熱水料

借料及び損料

保険料(火災保険料、医療機関賠償責 任保険料等)

雑役務費(修繕費、手数料等)

燃料費

委託費

## イ 第一種感染症指定医療機関運営事業

- (ア) 都道府県の行う事業
  - a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - b aにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の 収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の 1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。
- (イ) 都道府県が補助する事業
  - a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。
  - b aにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の 収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較し てもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とす る。

1. 基準額	2. 対象経費
1 床当たりの年額 6,294 千円を限	第一種感染症指定医療機関の運営に必
度として厚生労働大臣の認めた額と	要な次に掲げる経費
する。	備品費(単価50万円(民間団体にあっ
	ては30万円)未満に限る。)
	消耗品費

材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料(火災保険料、医療事故賠償責 任保険料等) 雑役務費(修繕費、手数料等) 燃料費 委託費

## ウ 第二種感染症指定医療機関運営事業

### (ア) 都道府県の行う事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄 に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額 を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の 収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の 1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄 に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額 を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の 収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較し てもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とす る。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
陰圧設備の	1床当たりの年額1,982	第二種感染症指定医療機関の運営
ある医療機関	千円を限度として厚生労	に必要な次に掲げる経費
	働大臣の認めた額とする	備品費(単価50万円(民間団体に
	0	あっては30万円)未満の備品に限る。)
		消耗品費
		材料費
		印刷製本費

		通信運搬費
		光熱水料
		借料及び損料
		保険料(火災保険料、医療
		事故賠償責任保険料等)
		雑役務費 (修繕費、手数料等)
		燃料費
		委託費
陰圧設備のな	1床当たりの年額1,521	第二種感染症指定医療機関の運営
い医療機関	千円を限度として厚生労	に必要な次に掲げる経費
	働大臣の認めた額とする	備品費(単価50万円(民間団体に
	0	あっては30万円)未満の備品に
		限る。)
		消耗品費
		材料費
		印刷製本費
		通信運搬費
		光熱水料
		借料及び損料
		保険料(火災保険料、医療事故賠
		償責任保険料等)
		雑役務費 (修繕費、手数料等)
		燃料費
		委託費

- ⑭新興感染症対応力強化事業(感染対策等に係る研修事業)の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ.アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入 額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額 とする。

1.種目	2. 基準額	3. 対象経費
感染対策等に	1 開催当たり 3,115千円	感染対策等に関する医師・

胆子フ尼は			チ業は然の無格に以亜れ物に相
関する医師・			看護師等の研修に必要な次に掲しばる名書
看護師等の研			げる経費
修			職員諸手当(非常勤)
			非常勤職員手当
			諸謝金
			旅費(講師及び非常勤職員に
			係るものに限る。)
			消耗品費
			材料費
			印刷製本費
			雑役務費
			通信運搬費
			借料及び損料(会場借料、機
			器借料)
			会議費
			委託費(上記に掲げる経費に
			該当するもの。)
医療関連サー	1開催当たり	2,169千円	医療関連サービス事業者等
ビス事業者等			の感染対策の研修に必要な次に
の感染対策の			掲げる経費
研修			職員諸手当(非常勤)
			非常勤職員手当
			諸謝金
			旅費(講師及び非常勤職員に
			係るものに限る。)
			消耗品費
			材料費
			印刷製本費
			<b>雑役務費</b>
			通信運搬費
			借料及び損料(会場借料)
			会議費
			委託費(上記に掲げる経費に
			該当するもの。)

- (2) 医療施設運営費等補助金(公募)
- ① #8000 情報収集分析事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
31,693千円	#8000情報収集分析事業に必要な次に
	掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	雑役務費
	委託費

- ②災害医療チーム養成支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、 算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとす る。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
11,051 千円	災害医療チーム養成支援事業の実施に

必要な次に掲げる経費 職員諸手当(非常勤) 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料(会場借料、機器借料) 社会保険料(非常勤)

- ③外傷外科医等養成研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
15,021千円	外傷外科医等養成研修事業の実施に必
	要な次に掲げる経費
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料(会場借料、機器借料)
	会議費
	雑役務費

- ④歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア.次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と

を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
5,381千円	歯科補てつ物製作過程等の情報提供推
	進事業に必要な次に掲げる経費
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	雑役務費

- ⑤歯科衛生士の人材確保実証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
歯科衛生士復職支援・離職防止等研	事業実施に必要な次に掲げる経費
修指導者養成研修事業	職員諸手当(非常勤)
3,117千円	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
歯科衛生士技術修練部門運営事業	事業実施に必要な次に掲げる経費
本事業の実施年数に応じて以下によ	職員基本給

### り算定した額

1年目:研修延べ日数×59,070円

2年目:研修延べ日数×47,260円

3年目:研修延べ日数×29,530円

4年目:研修延べ日数×17,720円

5年目以降:研修延べ日数× 5,900円

ただし、研修延べ日数の算定にあたっては、年間の受入研修生60人、1人当たり研修日数8日を上限とする。

歯科衛生士卒後フォローアップ研修:研修延べ日数×40,620円

ただし、フォローアップ研修延べ日数 の算定にあたっては、年間の受入研修 生30人、1人当たり研修日数4日を上 限とする。 職員諸手当

非常勤職員手当

諸謝金

旅費

消耗品費

印刷製本費

通信運搬費

借料及び損料

社会保険料

雑役務費

- ⑥歯科技工士の人材確保対策事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
歯科技工士技術修練部門初度整備·	歯科技工士の人材確保対策事業に必要
運営事業	な次に掲げる経費
12,961千円	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費

	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	雑役務費
	委託費(上記に掲げる経費に該当する
	もの。)
	歯科技工士の人材確保対策事業に必要
1年目:10,173千円	な次に掲げる経費
2年目: 8,335千円	職員基本給
3年目: 5,579千円	職員諸手当
4年目: 3,742千円	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	<b>维</b> 役務費
	委託費(上記に掲げる経費に該当する)
	もの。)

- ⑦医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
2,928千円	医療関係職種実習施設指導者等養成講
	習会の実施に必要な次に掲げる経費
	職員諸手当 (非常勤)

非常勤職員手当
諸謝金
旅費
消耗品費
印刷製本費
通信運搬費
借料及び損料 (会場借料)
社会保険料 (非常勤)

⑧歯科医師臨床研修指導医講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア プログラム責任者講習会事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
3, 183 千円	プログラム責任者講習会の実施に必
	要な次に掲げる経費
	職員諸手当(非常勤)
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料 (会場借料)
	社会保険料 (非常勤)
	委託費(内訳は上記に掲げる経費とす
	る。)

### イ 臨床研修活性化推進特別事業

(ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
13,832 千円	臨床研修活性化推進特別事業の実施
	に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	雑役務費
	委託費

- ⑨総合的な診療能力を持つ医師養成拠点の形成事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1. 坐 年 帜	2. 对象性負
37,875千円	総合的な診療能力を持つ医師養成拠点
	の形成事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費

備品費
消耗品費
通信運搬費
借料及び損料
会議費
社会保険料
雑役務費
委託費(上記に掲げる経費に該当する
もの。)

- ⑩実践的な手術手技向上研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
7,108千円	実践的な手術手技向上研修事業に必要
	な次に掲げる経費
	職員諸手当(非常勤)
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料 (非常勤)
	雑役務費

- ①子育て世代の医療職支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、 算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとす る。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比

較して少ない方の額を選定する。

1. 基準額	2. 対象経費
6,477千円	子育て世代の医療職支援事業に必要な
	次に掲げる経費
	職員基本給(子育て世代の医療職支援
	の業務を行う職員に限る)
	職員諸手当(子育て世代の医療職支援
	の業務を行う職員に限る)
	非常勤職員手当(子育て世代の医療職
	支援の業務を行う職員に限る)
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料(子育て世代の医療職支援
	の業務を行う職員に限る)
	雑役務費

- ②外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
5,514千円	外国人患者受入れに資する医療機関認
	証制度等推進事業に必要な次に掲げる経

費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 (図書) 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 会議費 社会保険料 雜役務費 借料及び損料 委託費(上記に掲げる経費に該当する もの。)

- ③医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業の交付額は次のア及びイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業
    - (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と を比較して少ない方の額を選定する。
    - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
14,259千円	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費 (図書)
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費

光熱水料
借料及び損料
会議費
社会保険料
雑役務費
委託費(上記に掲げる経費に該当するも
<b>の</b> )

- イ. 拠点的な医療機関が行う事業に対して厚生労働大臣が適当と認める者が補助 する事業
  - (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と を比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を選定する。
  - (ウ) (イ) により選定された額と厚生労働大臣が適当と認める者が補助した 額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
227,872千円	職員基本給
	職員諸手当
	諸謝金
	社会保険料

- ④団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	団体契約を通じた電話医療通訳の利用
	促進事業に必要な次に掲げる経費
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費

通信運搬費 借料及び損料 雑役務費(電話通訳料等) 委託費(上記に掲げる経費に該当する もの。)

- ⑤WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	WHO事前認証及び推奨の取得並びに
	途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進
	事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費(図書)
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	<b>維役務費</b>
	委託費(上記に掲げる経費に該当する
	もの。)

⑩医療の質向上のための体制整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
28, 270 千円	医療の質向上のための体制整備事業
	に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費(単価 30 万円未満の備品に限
	る。)
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	雑役務費
	社会保険料
	委託費(上記に掲げる経費に該当す
	るもの。)

- ①補聴器販売者の技能向上研修等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
35,540千円	補聴器販売者の技能向上研修等事業に
	必要な次に掲げる経費

職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

- ®特定機能病院管理者研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、 算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとす る。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
12,011千円	特定機能病院管理者研修事業に必要な
	次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	雑役務費

委託費

- ⑨看護教員等養成支援事業(通信制教育)の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
8,111千円	看護教員等養成支援事業(通信制教育)
	に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	消耗品費
	印刷製本費
	旅費
	会議費
	通信運搬費
	備品費
	委託費
	借料及び損料
	雑役務費
	社会保険料

- ②ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	ICTを活用した在宅看取りに関する研
	修推進事業に必要な次に掲げる経費
	職員諸手当(非常勤)
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料 (非常勤)
	雑役務費
	委託費

- ②看護職員確保対策特別事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	看護職員確保対策特別事業に必要な次
	に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費

通信運搬費
光熱水料
借料及び損料
会議費
社会保険料
雑役務費
委託費

- ②看護師の特定行為に係る指導者育成等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア 看護師の特定行為に係る指導者等育成事業
    - (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。
    - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	看護師の特定行為に係る指導者等育成
	事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費(特定行為研修修了者のための
	フォローアップ講習会分に限る)
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	委託費

- イ 看護師の特定行為に係る指導者リーダー育成事業
  - (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを

比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1,034千円	看護師の特定行為に係る指導者リーダ
	一育成事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	委託費

### ウ 看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	看護師の特定行為研修に係る実態調査 ・分析等事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給
	職員諸手当 非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費

通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 委託費

- ②看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業の交付額は次により算出する ものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

## 1. 基準額 2. 対象経費 1施設あたり 2,474千円 看護師の特定行為に係る研修機関導入 (ただし、就労継続型体制構築支援を |促進支援事業に必要な次に掲げる経費 行う場合は1施設あたり164千円を加 職員基本給 算する。) 職員諸毛当 非常勤職員手当 (注) 交付額は、調整の上決定する 諸謝金 こともあり得ること。 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 委託費

- 図看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と

を比較して少ない方の額を交付額とする。

#### 1. 基準額

# 次により算定した合計額 ただし、対象となる施設は令和4年 度以降に特定行為研修を開始した施 設とし、令和4年度中に特定行為研 修を開始した施設は、合計額に 0.5 を乗じた額とする。

#### 2. 対象経費

看護師の特定行為に係る指定研修機関 運営事業に必要な次に掲げる経費

#### 1. 指導者経費

- ア 1以上8未満の特定行為区分に 係る特定行為研修を行う場合 5,175円×研修時間数
- イ 8以上15未満の特定行為区分 に係る特定行為研修を行う場合 5,750円×研修時間数
- ウ 15以上の特定行為区分に係る 特定行為研修を行う場合 6,325円×研修時間数
- 1. 指導者経費 職員基本給 職員諸手当 諸謝金 社会保険料

- 2. 事務職員経費
  - 1施設あたり 298,000円

- 3. 実習に係る消耗品経費 1 施設あたり 540,000円
- 4. e ラーニング体制整備経費 研修受講者が、就労を継続しながら 研修を受講できるよう、講義又は 演習を通信によって受講できる体

- 2.事務職員経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 社会保険料
- 3. 実習に係る消耗品経費 消耗品費
- 4. e ラーニング体制整備経費 e ラーニング実施のための協議、検 討するために必要な次に掲げる経費 職員諸手当(非常勤)

制を整備する場合

1施設あたり 726,000円

5.代替職員確保支援体制整備経費 研修受講者の所属先の医療機関等 が、当該受講者の研修受講中に代 替職員を確保できるよう、交代要 員を紹介するためのコーディネー ターを指定研修機関に設置してい る場合

1施設あたり 104,000円

6. 訪問看護ステーション等研修支 援経費

協力施設(※)と連携協力して特定 行為研修を行う場合であって、当該 協力施設において、特定行為研修に 係る講義、演習又は実習を実施して いる場合

1日あたり 11,800円

(※)対象となる協力施設は訪問看 護ステーション、介護施設及び診療 所に限る。

(注)交付額は、調整の上決定する こともあり得ること。 非常勤職員手当 諸謝金 旅費

会議費

社会保険料(非常勤)

5. 代替職員確保支援体制整備経費 諸謝金

旅費

6. 訪問看護ステーション等研修支援 経費

職員基本給

職員諸手当

非常勤職員手当

諸謝金

旅費

社会保険料

②看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア.次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

1. 基準額	2. 対象経費
11,685千円	看護師の特定行為に係る研修機関拡充
	支援事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	雑役務費
	委託費

- 39特定行為研修の組織定着化支援事業の交付額は次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨て るものとする。
  - ア 特定行為研修の組織定着化に係る事業
    - (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。
    - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1 施設あたり 5,794千円	特定行為研修の組織定着化に係る事業
(注) 交付額は、調整の上決定する	に必要な次に掲げる経費
こともあり得ること。	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費

印刷製本費
会議費
社会保険料
雑役務費(eラーニング利用料に限る
。)
委託費

- イ 特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業 (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
8,929千円	特定行為研修の組織定着化支援事業推
	進に係るワークショップ等開催事業に必
	要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	委託費

- ②看護教員教務主任養成講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	看護教員教務主任養成講習会事業に必
	要な次に掲げる経費
	職員諸手当(非常勤)
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	借料及び損料 (会場借料)
	社会保険料(非常勤)

- ②死体検案医を対象とした死体検案相談事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
27,374千円	死体検案医を対象とした死体検案相談
	事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	備品費 (図書)
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	雑役務費

②死因究明拠点整備モデル事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

#### ア 検案・解剖拠点モデル事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
13,603千円	検案・解剖拠点モデル事業に必要な次
	に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	雑役務費
	委託費(上記に掲げる経費に該当する
	もの。)

#### イ 薬毒物検査拠点モデル事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
9,539千円	薬毒物検査拠点モデル事業に必要な次
	に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当

諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費(上記に掲げる経費に該当する もの。)

- ⑩認定エンバーマー養成研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
8,087千円	認定エンバーマー養成研修事業に必要
	な次に掲げる経費
	職員諸手当 (非常勤)
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	社会保険料 (非常勤)
	雑役務費

③情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等検証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
2,772千円	情報通信機器(ICT)を利用した死亡
	診断等検証事業に必要な次に掲げる経
	費
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	雑役務費

- ②「統合医療」に係る情報発信等推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
14,099千円	「統合医療」に係る情報発信等推進
	事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費 (図書)
	消耗品費

印刷製本費
通信運搬費
借料及び損料
会議費
社会保険料
雜役務費
委託費(上記に掲げる対象経費に限
る。)

- ③特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	特定機能病院における医療安全のた
	めのピアレビュー推進事業に必要な次
	に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	社会保険料
	雑役務費

- ③クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比

較して少ない方の額を選定する。

1. 基準額	2. 対象経費
18,894千円	クリニカル・イノベーション・ネット
	ワーク推進支援事業に必要な次に掲げる
	経費
	職員基本給
	職員諸手当
	社会保険料
	備品費(疾患登録システム(患者レジ
	ストリ) 改修に係るものに限る)
	委託費(上記に掲げる経費に該当する
	もの。)

- ③小児医薬品開発ネットワーク支援事業の交付額は次により算出するものとする。 ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てる ものとする。
  - ア.次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
25, 247千円	小児医薬品開発ネットワーク支援事
	業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	会議費
	会場借料費
	通信運搬費

社会保険料
雑役務費
委託費(上記に掲げる経費に該当す
るもの。)

- ③医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業の交付額は次により算出する ものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、こ れを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	医療の効率化に向けた領域別タスクシ
	フト推進事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	会議費
	借料及び損料
	社会保険料
	委託費

- ③看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア 医療現場における看護 DX 効果検証事業
    - (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と を比較して少ない方の額を選定する。
    - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除

した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
10,523千円	医療現場における看護DX効果検証事業
	に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	社会保険料
	雑役務費
	委託費

### イ 看護師等養成所における DX 効果検証事業

(ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と を比較して少ない方の額を選定する。

1. 基準額	2. 対象経費
13,819千円	看護師等養成所におけるDX効果検証事
	業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	社会保険料
	雑役務費

<b>未</b>
安礼貝

- ❸地域における特定行為実施体制推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア 地域支援型の指定研修機関推進事業
    - (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と を比較して少ない方の額を選定する。
    - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とす る。

1. 基準額	2. 対象経費
4,150千円	地域支援型の指定研修機関推進事業に
	必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	会議費
	借料及び損料
	社会保険料
	委託費(上記に掲げる経費に該当する
	もの)

#### イ 介護保険施設等の特定行為研修周知事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
14,402千円	介護保険施設等の特定行為研修周知

事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 委託費

- ⑩地域医療基盤総合推進調査事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	地域医療基盤総合推進調査事業に必要
	な次に掲げる経費
	報償費 (諸謝金)
	人件費(役員報酬を除く)
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	役務費 (雑役務費、通信運搬費)
	委託料
	使用料及び賃借料
	備品購入費

⑩へき地医療拠点病院運営事業(モデル事業分)の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを

切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と 都道府県が補助した額を比較してもっとも少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
19,835千円	へき地医療拠点病院運営事業(モデル
	事業分)に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	報償費
	諸謝金
	旅費
	備品費(単価50万円未満の備品に限る
	。)
	消耗品費
	材料費
	印刷製本費
	通信運搬費
	光熱水料
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	雑役務費
	燃料費
	委託費
	公課費

- ④ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
50,000千円	ICT機器を活用した勤務環境改善の先
	駆的取組を行うモデル医療機関調査支援
	事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	備品費
	消耗品費
	通信運搬費
	借料及び損料
	印刷製本費
	会議費
	社会保険料
	雑役務費
	委託費

- ②大学における恒久定員内地域枠設置促進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
66,521千円	大学における恒久定員内地域枠設置促
	進事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費

通信運搬費
借料及び損料
印刷製本費
会議費
社会保険料
雑役務費
委託費(上記に掲げる経費に該当する
もの。)

- ③中堅期看護職員等の就業継続支援事業の交付額は次により算出するものとする。 ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てる ものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

4 # ※ #	0. 上长奴曲
1. 基準額	2. 対象経費
28,495千円	中堅期看護職員等の就業継続支援事業
	に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	雑役務費
	委託費

⊕地域標準手順書普及等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	地域標準手順書普及等事業に必要な
	次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	会議費
	借料及び損料
	社会保険料
	委託費(上記に掲げる経費に該当す
	るもの)

- 函総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
107, 229千円	総合的な診療能力を持つ医師養成のた
	めのリカレント教育推進事業に必要な次
	に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当

非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費 (システム運用経費、システム 保守費を含む。) 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 印刷製本費 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費 (上記に掲げる経費に該当する もの。)

- ⑩医師偏在是正に向けた広域マッチング事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア.次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較 して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを 比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
160,935 千円	医師偏在是正に向けた広域マッチング事
	業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	光熱水料
	借料及び損料

会議費
社会保険料
雑役務費
委託費

- ・ 倒歯科医療提供体制構築支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとす る。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを 比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
10,000 千円	歯科医療提供体制構築支援事業に必要
	な次に掲げる経費
	職員諸手当(非常勤)
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	借料及び損料
	会議費
	通信運搬費
	雑役務費
	社会保険料 (非常勤)
	委託費(上記に掲げる経費に該当す
	るもの(備品費を除く。)。)

- (3) 医療施設運営費等補助金(名宛て)
- ①へき地巡回診療車(船)運営事業は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。ア.次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ.アにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入

額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の 1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣に協議して定めた額	へき地巡回診療船の運営に必要な次
	に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	報償費
	旅費
	消耗品費
	材料費(医薬品費、診療材料費)
	印刷製本費
	社会保険料
	雑役務費 (修繕料等)
	燃料費
	委託費

- ②災害医療コーディネーター研修事業(都道府県災害医療コーディネーター研修事業)の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
15,255千円	都道府県災害医療コーディネーター
	研修事業の実施に必要な次に掲げる経
	費
	職員諸手当(非常勤)
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費

印刷製本費
通信運搬費
借料及び損料(会場借料、機器借料)
社会保険料 (非常勤)
雑役務費

- ③専門医に関する情報データベース作成等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
260,868千円	専門医に関する情報データベース作
	成等事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費(専攻医の適正配置のための
	システム構築に係るものに限る)
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	雑役務費
	委託費

- ④0SCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業の交付額 は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が 生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比

較して少ない方の額を選定する。

1. 基準額	2. 対象経費
交付要綱3 (3) ④アからエに定め	OSCEの模擬患者・評価者養成及び評
る事業	価の在り方に係る調査・実証事業(交
292,893千円	付要綱3(3)④アからエに定める事
	業)に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	<b>雑役務費</b>
	委託費
交付要綱3 (3) ④オに定める事業	OSCEの模擬患者・評価者養成及び評
88,768千円	価の在り方に係る調査・実証事業(交
	付要綱3(3)④才に定める事業)に
	必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当 諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料

会議費
社会保険料
雑役務費
委託費

- ⑤0SCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業の交付額は次により算出する ものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
149,754千円	OSCEの在り方・評価者養成に係る調
	査・実証事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	雑役務費

- ⑥共用試験公的化に係る体制整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
交付要綱3 (3) ⑥ア及びイ (イ)	共用試験公的化に係る体制整備事業
から(エ)に定める事業	(交付要綱3 (3)⑥ア及びイ(イ)
50, 329千円	から(エ)に定める事業)に必要な次
	に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	借料及び損料
	会議費
	通信運搬費
	雑役務費
	社会保険料
	委託費(上記に掲げる経費に該当す
	るもの。)
交付要綱3(3)⑥イ(ア)及びウ	共用試験公的化に係る体制整備事業
に定める事業	(交付要綱3(3)⑥イ(ア)及びウ
68, 497千円	に定める事業)に必要な次に掲げる経
	費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費 (図書)
	消耗品費
	印刷製本費
	借料及び損料
	会議費
	通信運搬費
	雑役務費
	社会保険料

委託費(上記に掲げる経費に該当す
るもの。)

- ⑦死体検案講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
19,526千円	死体検案講習会事業に必要な次に掲
	げる経費
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	会議費
	通信運搬費
	借料及び損料
	雑役務費
	委託費

- ⑧女性医師支援センター事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
160,935千円	女性医師支援センター事業に必要な
	次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当

非常勤職員手当 諸謝金 旅費 備品費(図書) 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

- ⑨医療機関勤務環境評価センター運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
133, 415千円	医療機関勤務環境評価センター運営
	事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費 (図書)
	消耗品費
	印刷製本費
	借料及び損料
	会議費
	通信運搬費
	光熱水料
	雑役務費

社会保険料
委託費(上記に掲げる経費に該当す
るもの。)

- ⑩プログラム責任者養成講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
14,585千円	プログラム責任者養成講習会の実施
	に必要な次に掲げる経費
	職員諸手当(非常勤)
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費(図書)
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料 (会場借料)
	社会保険料 (非常勤)

- ①中央ナースセンター事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比

  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
259, 285千円	中央ナースセンター事業に必要な次
	に掲げる経費
	職員基本給

職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

- ②外国人看護師受入支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
63,029千円	外国人看護師受入支援事業に必要な
	次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	光熱水料
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料

子ども・子育て拠出金
雑役務費

- ③医療技術等国際展開推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、 算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとす る。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
514,842千円	医療技術等国際展開推進事業に必要
	な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	備品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	光熱水料
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	子ども・子育て拠出金
	雑役務費
	委託費

- ④歯科医療関係者感染症予防講習会の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア.次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と

を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
7,853千円	歯科医療関係者感染症予防講習会に必
	要な次に掲げる経費
	職員基本給(eラーニング教材を使用
	した研修の運営に係るものに限る。)
	職員諸手当(eラーニング教材を使用
	した研修の運営に係るものに限る。)
	非常勤職員手当(eラーニング教材を
	使用した研修の運営に係るものに限る。
	)
	諸謝金
	備品費
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	会議費
	社会保険料(eラーニング教材を使用
	した研修の運営に係るものに限る。)
	借料及び損料
	雑役務費
	委託費(上記に掲げる経費に該当する
	もの。)

- ⑤ 災害歯科保健医療チーム養成支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
10,866 千円	災害歯科保健医療チーム養成支援事業

の実施に必要な次に掲げる経費 職員諸手当(非常勤) 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料(会場借料、機器借料) 社会保険料(非常勤)

- ⑩歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
54, 565千円	歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業
	に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	借料及び損料
	会議費
	印刷製本費
	通信運搬費
	光熱水料
	社会保険料
	雑役務費
	委託費

- ①死亡時画像読影技術等向上研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
11,235千円	死亡時画像読影技術等向上研修事業
,	に必要な次に掲げる経費
	職員諸手当(非常勤)
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料 (非常勤)
	雑役務費
	委託費

- ®医療安全支援センター総合支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
18,061千円	医療安全支援センター総合支援事業
	に必要な次に掲げる経費
	職員基本給

職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

- ⑨医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
52,000千円	医療事故調査等支援団体等連絡協議
	会運営事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	雑役務費
	委託費

②医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

## ア 医療事故情報収集等事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
93,450千円	医療事故情報収集等の事業に必要な
	次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	光熱水料
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	雑役務費
	委託費

### イ 産科医療補償制度運営事業

- (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
105,891千円	産科医療補償制度運営事業に必要な

次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費

# ウ 医療事故調査・支援センター運営事業

(ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と を比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
753,934千円	医療事故調査・支援センターの運営
	等に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	光熱水料
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料

雜役務費 委託費

- ②臨床研究総合促進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

	T			
1. 種目	2. 基準額			3. 対象経費
臨床研究・治験	2,300 千円×開催回数		回数	職員基本給
従事者等に対す	※ただし、その他の役割		)役割	職員諸手当
る研修プログラ	担う場合に	には下表金	含額	非常勤職員手当
4	(単位:刊	-円)をそ	これぞ	諸謝金
	れ加算する			旅費
				消耗品費
		チュータリング	3,500	備品費(単価50万円(民
	医師研修	とりまとめ	10,000	間団体にあっては30万
		DCT 研修	2,300	円未満)に限る。)
	上級 CRC 研修			印刷製本費
		とりまとめ	10,000	通信運搬費
		委員長研修	2,300	会議費
				借料及び損料
	委員研修	事務局研修	2.300	社会保険料
		とりまとめ	10,000	   雑役務費
	DM 研修	とりまとめ	5,000	
	EINI III	292209	3,000	
	モニター研修	とりまとめ	5,000	
	モニター研修	29520)	5,000	
	SE TH ME	111-11-11	5.000	
	□ 監査研修 □	とりまとめ	5,000	
	事務職員研修	とりまとめ	20,000	
臨床研究審査委	1機関あたり 10,997 千		7千	職員基本給
員会質向上プロ	円			職員諸手当
グラム				非常勤職員手当

※ とりまとめ機関にお	諸謝金
いては、これに加えて	旅費
10,000 千円加算する。	消耗品費
	社会保険料

- ②共用試験公的化に係る体制整備事業(歯科)の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
60,010千円	共用試験公的化に係る体制整備事業(
	歯科)に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	備品費(図書)
	借料及び損料
	会議費
	社会保険料
	雑役務費
	委託費(上記に掲げる経費に該当する
	もの)

- ②小児医薬品開発支援体制強化事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア.次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
29,878千円	小児医薬品開発支援体制強化事業に必
	要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	旅費
	消耗品費
	社会保険料
	雑役務費
	調査費
	委託費

- ②生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
83,042千円	生成AIを用いた医療事故調査報告書分
	析・実践研修事業に必要な次に掲げる経
	費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	会議費
	社会保険料
	委託費

- ③新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
786, 380千円	新規モダリティ対応ヒト初回投与試験
	体制整備等事業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	人材派遣費
	旅費
	備品費
	雑役務費
	工事費
	社会保険料
	委託費

- ⑩国際共同治験ワンストップ相談窓口事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
266,801千円	国際共同治験ワンストップ相談窓口事
	業に必要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当

諸謝金 旅費 備品費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 社会保険料 雑役務費 委託費

- ②外国人看護師候補者学習支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
103,640千円	外国人看護師候補者学習支援事業に必
	要な次に掲げる経費
	職員基本給
	職員諸手当
	非常勤職員手当
	諸謝金
	旅費
	備品費
	消耗品費
	印刷製本費
	通信運搬費
	社会保険料
	借料及び損料
	会議費
	雑役務費

- ②生成 AI を用いた医療安全に係る院内研修ツールの開発事業の交付額は次により 算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合 には、これを切捨てるものとする。
  - ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額を選定する。
  - イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
6,542千円	生成AIを用いた医療安全に係る院内研
	修ツールの開発事業に必要な次に掲げる
	経費
	諸謝金
	旅費
	会議費
	雑役務費
	委託費

- (4) 中毒情報センター情報基盤整備事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
  - (ア)次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額 とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (イ) (ア) による選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
14,995千円	中毒情報センターの情報基盤整備及
	び24時間体制で医師を確保するため
	に必要な次に掲げる経費
	職員諸手当(非常勤)
	非常勤職員手当
	報償費
	旅費
	備品費
	消耗品費

印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料(非常勤) 燃料費 委託費(集計及び入力のための委託 費)

## (交付決定の下限)

5. 3の事業について、4により施設(地区等)ごとに算出された額が、別表に 掲げる額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

## (別 表)

事業名	下限額
(1) 医療施設運営費等補助金(都道府県)	
① へき地保健医療対策事業	
ア. へき地医療支援機構運営事業	372千円
キ. へき地保健指導所運営事業	205千円
③ 災害医療対策事業	
ア. 医療施設耐震化促進事業	150千円
③ 感染症指定医療機関運営事業	42千円

## (交付の条件)

- 6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 3に掲げる事業のうち医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。さらに、医療施設運営費等補助金については、別表に掲げる区分間の事業に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。

### (別 表)

区分	事業名
医療提供体制確保対策費	(1) 医療施設運営費等補助金(都道府県)
	① へき地保健医療対策事業
	② 救急医療体制強化事業
	③ 災害医療対策事業

- ④ 産科医療確保事業
- ⑤ ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊 産婦モニタリング支援事業
- ⑥ 8020運動・口腔保健推進事業
- ⑦ 歯科医療提供体制構築推進事業
- ⑧ 専門医認定支援事業
- ⑨ 地域における外国人患者受入れ体制整備等を 協議する場の設置・運営事業
- ⑥ 医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業
- ① 認定制度を活用した医師少数区域等における 勤務の推進事業
- ④ 新興感染症対応力強化事業(感染対策等に係る研修事業)

## (2) 医療施設運営費等補助金(公募)

- ① #8000情報収集分析事業
- ② 災害医療チーム養成支援事業
- ③ 外傷外科医等養成研修事業
- ④ 歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業
- ⑤ 歯科衛生士の人材確保実証事業
- ⑥ 歯科技工士の人材確保対策事業
- ⑦ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事 業
- ⑧ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業
- ⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成拠点の形成事業
- ⑩ 実践的な手術手技向上研修事業
- ① 子育て世代の医療職支援事業
- ② 外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業
- ⑤ 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業
- ④ 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業
- ⑤ WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国

- 向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業
- (16) 医療の質向上のための体制整備事業
- ⑪ 補聴器販売者の技能向上研修等事業
- ⑧ 特定機能病院管理者研修事業
- ⑩ 看護教員等養成支援事業(通信制教育)
- ② ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進 事業
- ② 看護職員確保対策特別事業
- ② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業
- ② 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支 援事業
- ② 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業
- 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業
- ② 特定行為研修の組織定着化支援事業
- ② 看護教員教務主任養成講習会
- ③ 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業
- 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業
- ③ 地域における特定行為実施体制推進事業
- ③ 地域医療基盤総合推進調査事業
- ④ へき地医療拠点病院運営事業(モデル事業分)
- ④ ICT機器を活用した勤務環境改善の先駆的取 組を行うモデル医療機関調査支援事業
- ② 大学における恒久定員内地域枠設置促進事業
- ③ 中堅期看護職員等の就業継続支援事業
- 4 地域標準手順書普及等事業
- 総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業
- 毎 医師偏在是正に向けた広域マッチング事業
- 歯科医療提供体制構築支援事業
  - (3) 医療施設運営費等補助金(名宛て)

	1 _	
	1	へき地巡回診療車(船)運営事業
	2	災害医療コーディネーター研修事業(都道府
		県災害医療コーディネーター研修事業)
	3	専門医に関する情報データベース作成等事業
	4	OSCEの模擬患者・評価者養成及び評価の在り
		方に係る調査・実証事業
	(5)	OSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証
		事業
	6	共用試験公的化に係る体制整備事業
	7	死体検案講習会事業
	8	女性医師支援センター事業
	9	医療機関勤務環境評価センター運営事業
	10	プログラム責任者養成講習会事業
	11)	中央ナースセンター事業
	12	外国人看護師受入支援事業
	13	医療技術等国際展開推進事業
	14)	歯科医療関係者感染症予防講習会
	15)	災害歯科保健医療チーム養成支援事業
	22	共用試験公的化に係る体制整備事業(歯科)
	27)	外国人看護師候補者学習支援事業
感染症対策費	(1	) 医療施設運営費等補助金(都道府県)
	13	感染症指定医療機関運営事業
医療安全確保推進費	(1	) 医療施設運営費等補助金(都道府県)
	12	異状死死因究明支援事業
	(2	2) 医療施設運営費等補助金(公募)
	28	死体検案医を対象とした死体検案相談事業
	29	死因究明拠点整備モデル事業
	30	認定エンバーマー養成研修事業
	31)	情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等
		検証事業
	32	「統合医療」に係る情報発信等推進事業
	33	特定機能病院における医療安全のためのピア
		レビュー推進事業
	(3	3) 医療施設運営費等補助金(名宛て)
	1 ,	

	16	歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業
	<u>17</u> )	死亡時画像読影技術等向上研修事業
	18	医療安全支援センター総合支援事業
	19	医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事
		業
	20	医療安全推進事業
	24)	生成AIを用いた医療事故調査報告書分析・実
		践研修事業
	28	生成AIを用いた医療安全に係る院内研修ツー
		ルの開発事業
医療技術実用化等推進費	(2	) 医療施設運営費等補助金(公募)
	34)	クリニカル・イノベーション・ネットワーク
		推進支援事業
	35)	小児医薬品開発ネットワーク支援事業
	(3	) 医療施設運営費等補助金(名宛て)
	21)	臨床研究総合促進事業
	23	小児医薬品開発支援体制強化事業
	25)	新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整
		備等事業
	26	国際共同治験ワンストップ相談窓口事業

- (2)事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3)事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (5)事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (7) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合に

はその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9)補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
  - ア. 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ. 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第8号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (11) 都道府県及び3の(2)の⑬の事業を実施する者は、国から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を

遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

- (12) 都道府県は、3の(1)の①のアの事業を行う場合に、補助金を交付するものについては、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第8号様式」とあるのは、「第9号様式」と読み替えるものとする。
- (13) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第8号様式」とあるのは、「第9号様式」と読み替えるものとする。
- (14) 3の(2)の③の事業を実施する者は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「3の(2)の③の事業を実施する者の長」、「国庫」とあるのは「3の(2)の③の事業を実施する者」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「3の(2)の⑤の事業を実施する者の長の承認」と(10)中「第8号様式」とあるのは、「第9号様式」と読み替えるものとする。
- (15) (13) により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (16) (14) により付した条件に基づき3の(2)の⑬の事業を実施する者の長が 承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受け なければならない。
- (17) 間接補助事業者又は(13) により補助金の交付を受けた者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (18) 本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

#### (申請手続)

- 7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 3の(1)の事業
  - ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づき、 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
    - (ア)補助事業者は、第4号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県

知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

- (イ)都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途厚生労働大臣が定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (ウ) 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

## イ. 補助事業者が都道府県の場合

都道府県知事は、第4号様式による申請書に関係書類を添えて、別途厚生 労働大臣が定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費 税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申 請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、 この限りではない。

### (2) 3の(2)の事業

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途公募により選定された日から別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 3の(3)、(4)の事業

補助事業者は、第3号様式による申請書に関係書類を添えて、別途厚生労働大臣が定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

### (変更申請手続)

8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

### (交付決定までの標準的期間)

- 9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知

事は、7の(1)のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、7の(1)のイ、(2)から(3)若 しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の 決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

### (補助金の概算払)

10. 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

### (実績報告)

- 11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
  - (1) 3の(1)の事業
    - ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づき、 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
      - (ア)補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第7号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。
      - (イ)都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。
      - (ウ) 7に定めるところにより、交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。
    - イ 補助事業者が都道府県の場合

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第7号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、7に定めるところにより、交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

## (2) 3の(2)の事業

補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第5号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 3の(3)、(4)の事業

補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第6号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(補助金の返還)

12. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13. 特別の事情により 4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。